

2. 現況調査

本章では、目標、取り組みの設定に向けて、自然環境、社会環境、生産（農業）環境、各分野における現状及び、課題・対策を、調査・分析します。

2-1 自然環境調査

本地区は、愛媛県東部に位置し、燧灘に面した道前平野が広がり、南から西にかけては、西日本最高峰の石鎚山をはじめとする四国山脈が連なっています。総面積は509k㎡で、田・宅地などの可住地※⁷はこのうち約31%（156k㎡）となっており、残り69%を山林が占めています。

農村地域は、海岸部のマイナス0m地帯から標高1,500mの山間部に及び、多様な自然環境と生態系を有しています。

四国山系から流れる加茂川、中山川の2つの大きな河川を中心に、大小53もの中小河川が瀬戸内海に注ぎ、豊かな伏流水とともに地域を支え、県内有数の農業地帯を形成しています。

※⁷ 可住地：可住地とは、道路、鉄道、河川、山林等を除く人が居住することができる土地のことです。



図 2-1 位置図

(1) 気象

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれており、年平均気温は、16.2℃、年平均降水量は、1,462mm（丹原気象観測所 1996～2005）となっています。

平野部では、瀬戸内式気候を示し、温暖で生活・産業の活動環境に恵まれた気候といえます。

一方、山岳地域は四国有数の多雨地帯で、冬季の降雪も多くなっています。

近年、異常気象による集中豪雨が頻発し土砂災害が多数発生しています。2004（平成 16）年には、上陸した 10 個もの台風によって、甚大な豪雨災害となりました。

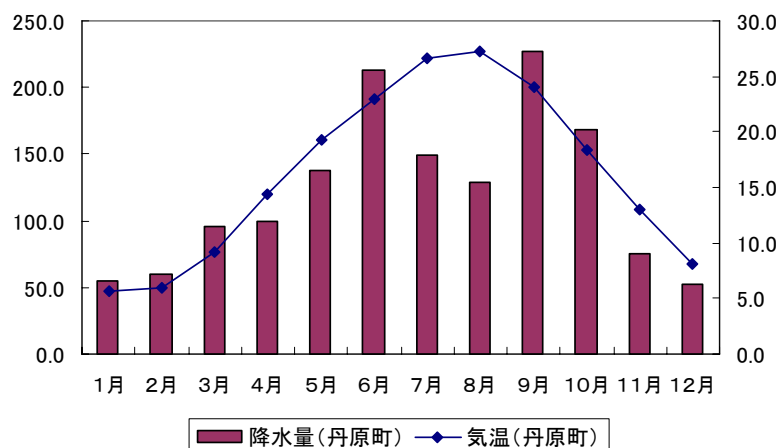


図 2-2 月別降水量・気温

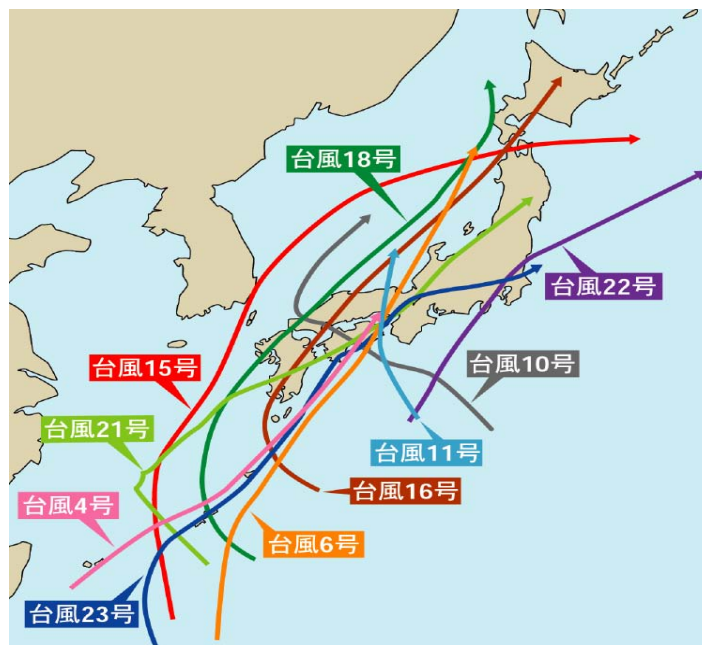


図 2-3 2004（平成 16）年に襲来した台風

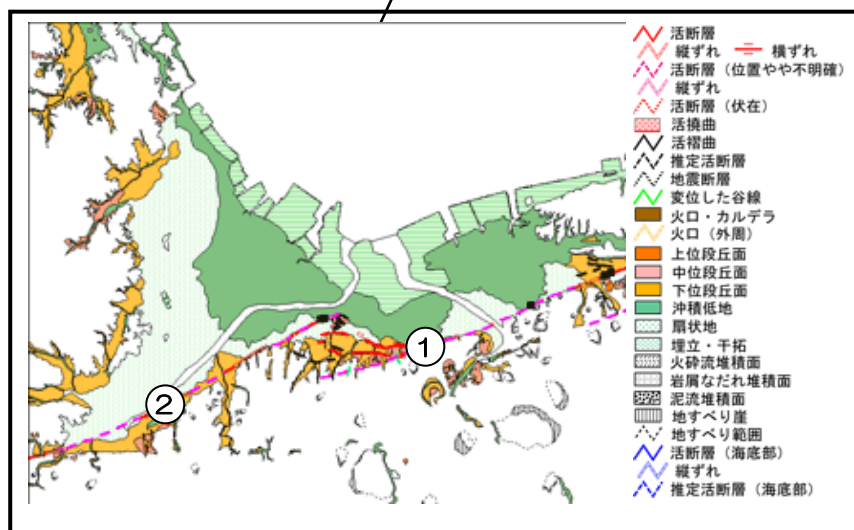
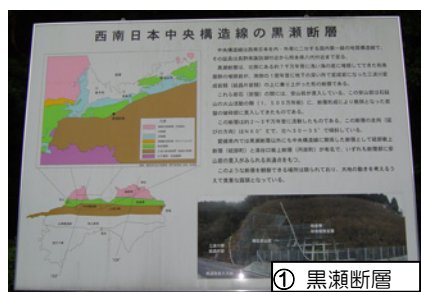
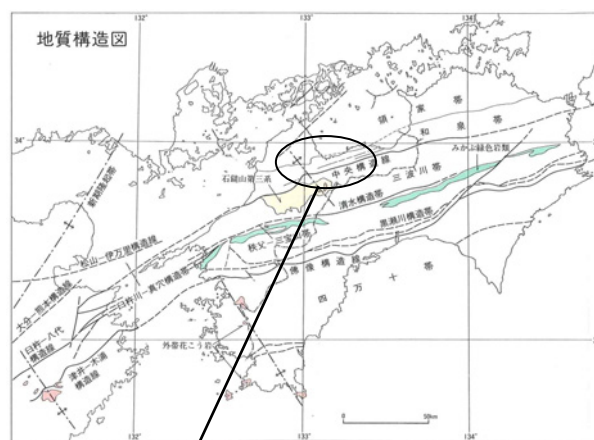
(2) 地形・地質・土壌

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背に、急峻な山岳地帯が南部一帯及び西部に広がっています。この山岳部を源流とする加茂川や中山川などの主要な河川が瀬戸内海（燧灘）に注ぎ、河川沿いに沖積平野が形成されています。平坦な地形が広がり、県下有数の農業圏域です。東予地域や西条地域などの平坦部では市街地が形成され、港湾整備が整った臨海埋立地には工業地帯が形成されています。

地質・土壌の形態をみると、日本有数の活断層の中央構造線が地区西部を縦貫し、この以南は、地すべりを起こしやすいといわれる三波川帯に属する地質となっており、地すべりの兆候が見られる地域があります。また、中央構造線は、兵庫県南部地震（1995 年）以後に国が調査した重要活断層に数えられ、今後、30～50 年以内に起こりうると予想される「東南海地震」の被害を大きく被る恐れがあるとされています。国では、このような地震による被害が大きいと予想される地域を指定し防災対策を重点的に行える制度を設けるなど、支援体制を整えています。

地区北西部、特に大明神川以北の地域は、風化花崗岩（マサ土）が分布しており、水はけが良く、客土や造成に向いているものの雨水などの浸食に極めて脆弱な特殊な土壌であるため、上述の三波川帯とともに、土砂災害に特に注意を要する地質形態を有しています。

また、中央構造線に沿った地域では、古代紀からの地質変遷を確認できる所があり、本地区の多様な地質形態を伺うことができます。



資料：都市圏活断層図
(国土地理院)

図 2-4 地質構造図

平野部は、中山川水系関屋川流域に広がる扇状地から沖積平野を中心に、北部に大明神川水系、東部に加茂川、渦井川水系による同じく沖積平野によって構成されています。

この平野は、耕起・砕土が容易で、作物に適した国領統、追子野木統、清武統が広く分布し、扇状地には、畑作物に適しているといわれる高松統、高城統が広がっており、いずれも農業に適した土壌を有しています。

(3) 水質・大気

①水質

主要河川である加茂川の水質をみると、愛媛県が1975（昭和50）年度から毎年実施している水質測定において、環境基準を達成（類型AA：1mg/l以下）しており、大変良質であるといえます。加茂川流域は、名水百選に選ばれた「うちぬき」の水源となっています。

一方、中山川では、2003（平成15）年度の水質測定において、上流域（類型AA：1mg/l以下）でのBOD（生物化学的酸素要求量）※8の値が環境基準を超過しており、水質の悪化が懸念されます。

海域の水質は、旧西条市沖の環境測定においては1999（平成11）年度から、旧東予市においては平成13年度からCOD（化学的酸素要求量）※9の値が環境基準（類型A：2mg/l以下）を超過しつつあります。

表 2-1 環境基準達成状況

水 域	類型指定水域名	類型	達成状況（年度）									
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
河川（BOD）	加茂川水域	AA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中山川水域甲	AA	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	中山川水域乙	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湖沼（COD）	黒瀬ダム貯水池	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海域（COD）	西条海域丙	A	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
	東予海域丙	A	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

資料：愛媛県環境白書

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	(注)	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	(注)
		河川 (BOD)				湖沼 (COD)	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	1m g / l 以下	1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級：ヤマメ、イワナ等淡水水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養型の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において、不快感を生じない限度	AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	1m g / l 以下	1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級：ヒメマス等貧栄養型の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養型の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、富栄養型の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において、不快感を生じない限度
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	2m g / l 以下		A	水道2・3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	3m g / l 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	3m g / l 以下		B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄に掲げる もの	5m g / l 以下	
C	水道3級 水産2級 及びD以下の欄に掲げる もの	5m g / l 以下		C	工業用水2級 環境保全	8m g / l 以下	
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に掲げる もの	8m g / l 以下					
E	工業用水3級 環境保全	10m g / l 以下					

※8 BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標で、単位はmg/L。水質が悪い（有機物が多い）ほどBODは高くなります。

※9 COD（化学的酸素要求量）：水中の被酸化性物質を酸化するために要した酸素の量で示した水質の指標で、単位はppmまたはmg/L。水質が悪い（有機物が多い）ほどCODは高くなります。

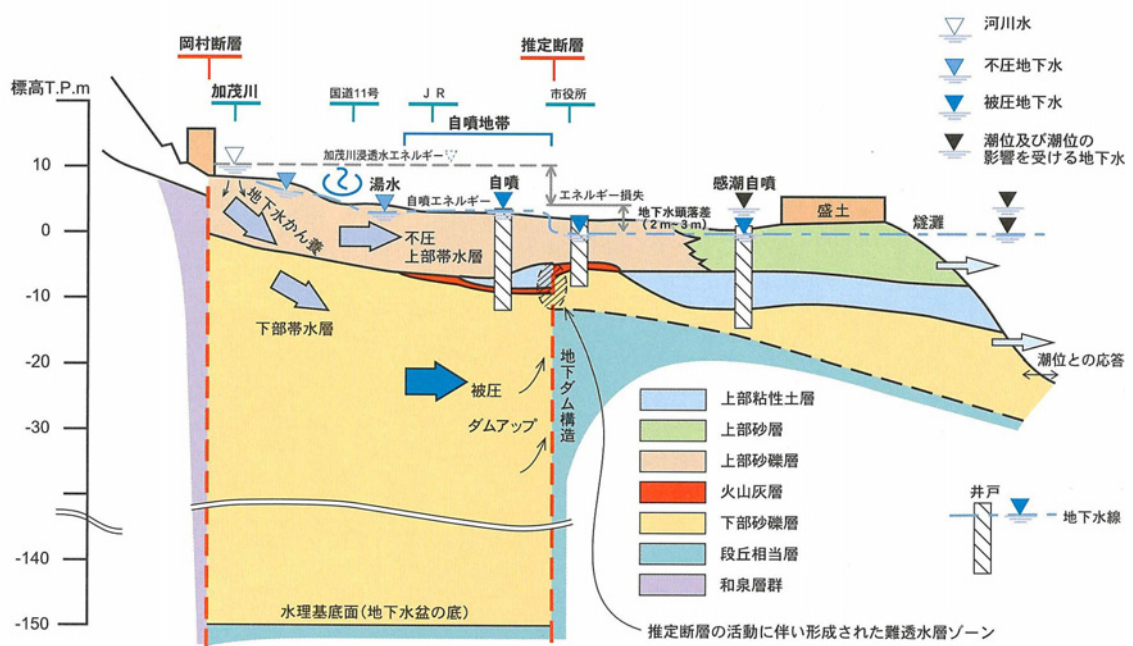
— コラム —

「うちぬき」とは

旧西条市内には、広範囲に地下水の自噴井※¹⁰があり、これらは「うちぬき」と呼ばれ、その数は約 2,000 本といわれています。一日の自噴量は約 9 万 m³に及び、四季を通じて温度変化の少ない水は生活用水、農業用水、工業用水に広く利用されています。



旧西条市の「うちぬき」



資料：水の歴史館

図 2-5 自噴機構模式断面図

※¹⁰ 自噴井：地下水の自噴は、帯水層の上下に難透水層が分布して地下水が被圧し、そのときの地下水位が地表面より高い場合に起きます。

②大気

それぞれの地域で、大気の代表的な指標である二酸化硫黄^{※11}浮遊粒子状物質^{※12}の経年変化をみると、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることが環境基準で定められています。本地区では、すべての地域で基準をクリアしています。

浮遊粒子状物質については、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であることが環境基準で定められています。これについても、全地域で基準をクリアしています。

※11 二酸化硫黄：硫黄分を含む石油や石炭の燃焼で生じ、ぜんそくや公害病の原因となります。

※12 浮遊粒子状物質：微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着し高濃度で呼吸器官系に悪影響を及ぼします。

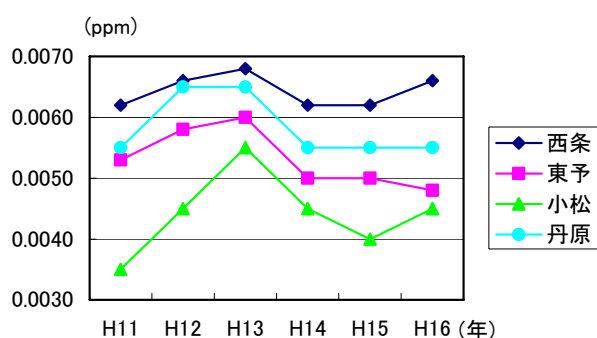


図 2-6 二酸化硫黄経年変化

資料：愛媛県環境白書

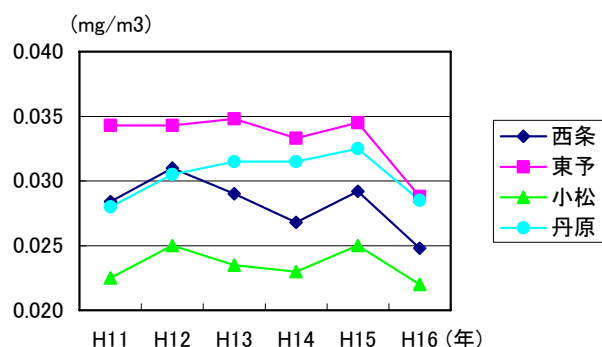


図 2-7 浮遊粒子状物質経年変化

資料：愛媛県環境白書

大気の状態は、近年安定して環境基準値をクリアして全体的には良好に保たれていると見られますが、地域によっては、家畜糞尿による悪臭や農村地域に混在する中小工場からの排気・排水に寄せた苦情や申し出が依然減らない状況であり、快適な生活環境に向けて、対策を要しています。

(4) 生態系

石鎚山を代表とする高標高地域から、沿岸部に分布する干潟まで、多様な環境が存在し、多種にわたる生物が生息しています。

①動物

哺乳類では、7目15科38種（愛媛県：7目17科47種）が確認されています。タヌキおよびイタチの一種は広範囲に生息しているほか、山地では、ニホンザルやニホンノウサギ、アナグマ、イノシシ、ニホンリス、ニホンジカなどが確認されています。里山・社叢^{しゃそう}など巨樹が見られる地域では、ムササビなどが戻ってきています。

鳥類では、54科265種（愛媛県：61科309種）が確認されています。加茂川・中山川河口とその周辺では主にサギ類、シギ・チドリ類、カモ類が、一方、山地ではタカ類、カッコウ類、ツグミ類など多様な環境に多くの種が見られます。

両生類では、2目7科17種（愛媛県：2目7科18種）が確認されているほか、爬虫類では、2目6科12種（愛媛県：2目7科16種）が確認されています。

このことから、県内で確認された動物のほとんどが、本地区に生息しているといえます。



アナグマ



ムササビ

自然林の減少は森林の保水機能の低下を招くほか、動植物の生息空間を狭めていると推測されます。そこで、広葉樹林の拡大に向け、林業者をはじめ森林の恩恵を受ける漁業関係者などが自発的に植林を行うなど、生態系の再生に向けた地域の努力が見られ始めています。

一方で、耕作放棄や開発によって、農業活動によって培われてきた2次の自然環境下で生息してきた両生類、ナマズ、ドジョウなどの激減や、かつてため池や用水路に多く見られた水生動植物が減少しています。

②植物

西条市における森林の面積は 353.0k m²となっており、森林が全面積に占める割合は、約 70%です。その中で最も大きい割合を占めるのは、スギ・ヒノキ人工林であり、森林面積の 66.9%を占めています。自然林は少なく、石鎚山周辺にわずかに残るのみとなっています。

愛媛県では、現在までに、約 3,750 種の高等植物^{※13}が報告されており、そのうち西条市には、1,375 種の高等植物が確認されています。

※13 高等植物：種子植物（被子植物、裸子植物）とシダ植物をいい、コケ類及び高等菌類と区別しています。

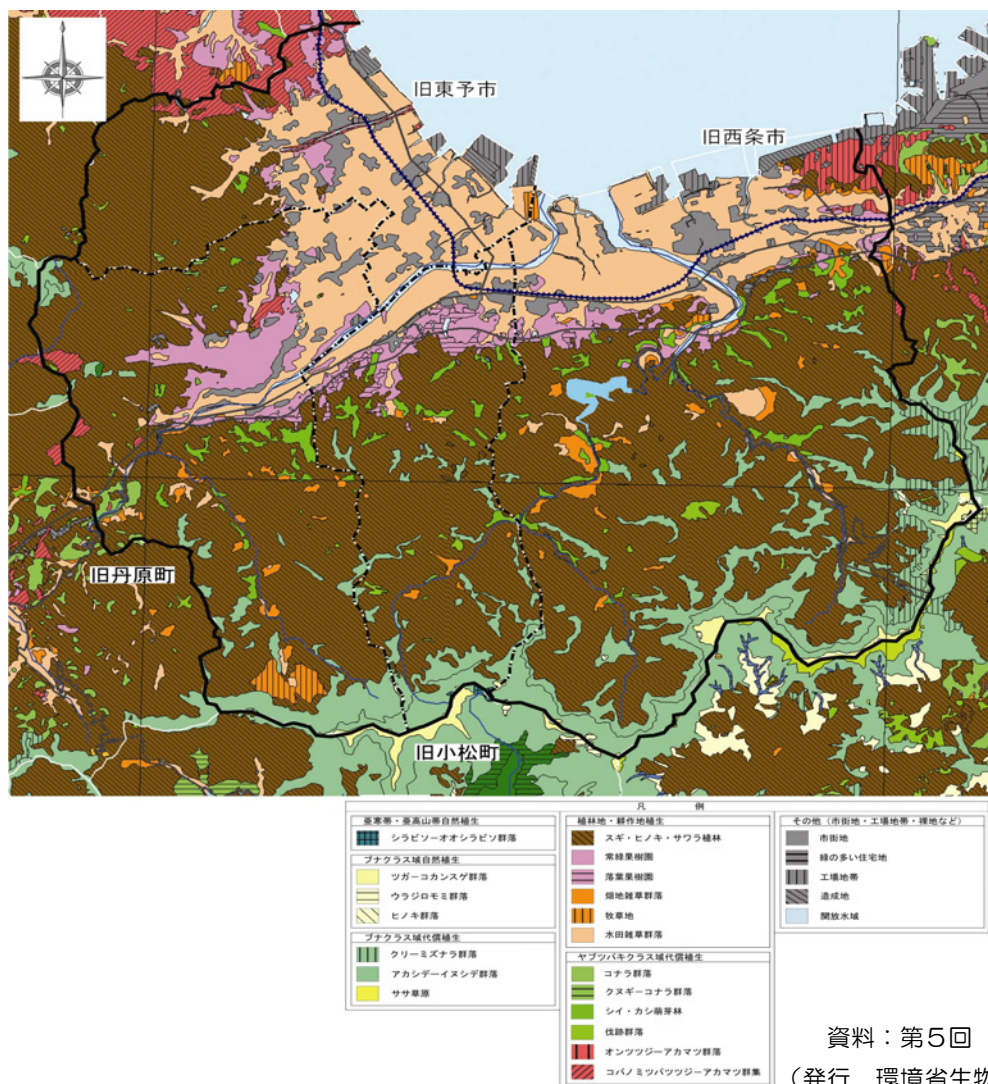


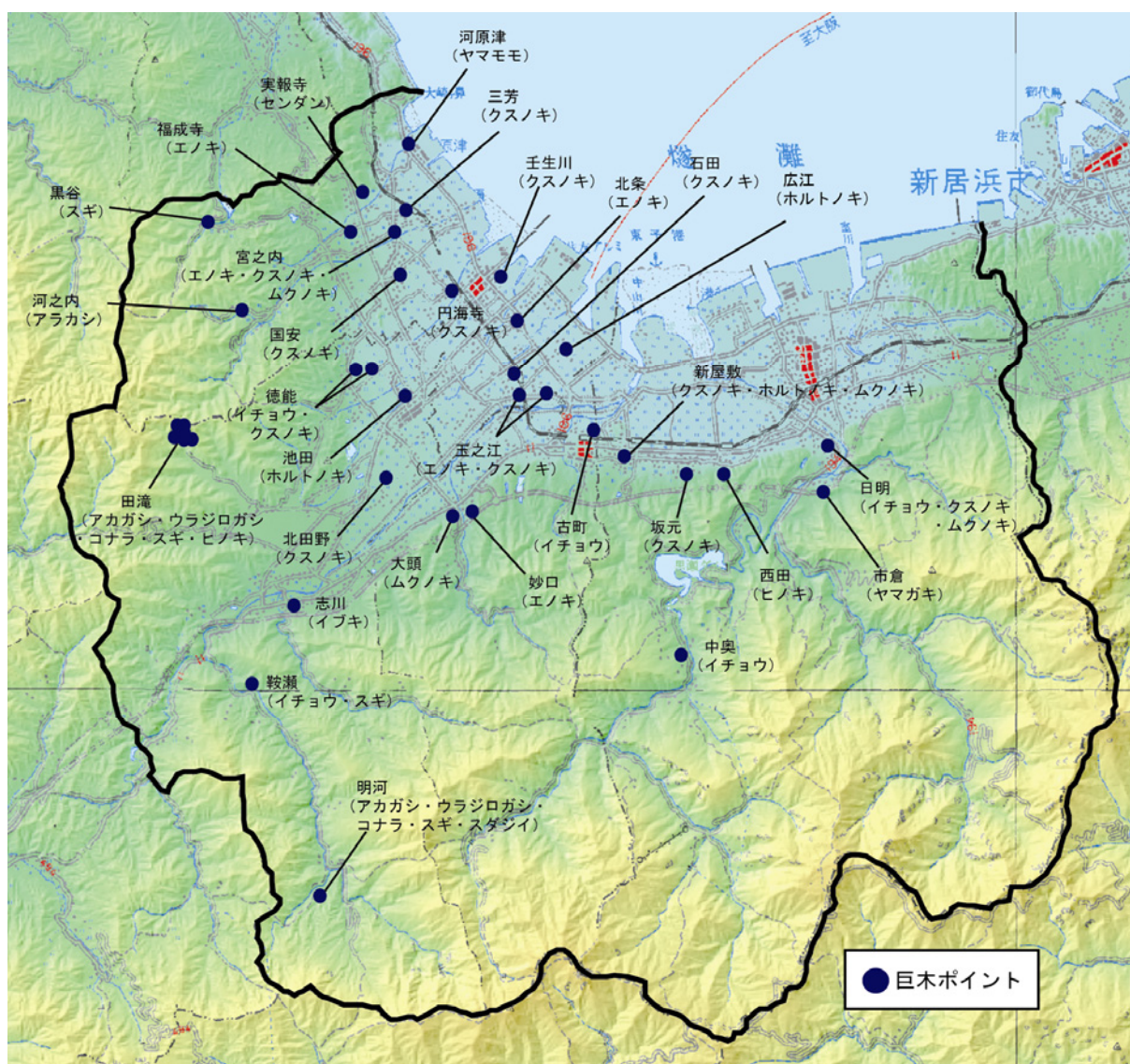
図 2-8 植生図

③巨樹・巨木林

里地・里山の神社・仏閣等を中心とした比較的平坦部に、巨樹が多くみられるのも本地区の特徴です。

幹周が3m以上の巨樹は、75本確認されていますが、最も多い樹種は、クスノキの22本で、次にスギ及びウラジロガシの8本となっています。

単木で生えていることが多い巨樹ですが、新屋敷のクスノキ・ムクノキ、明河のスギ・スタジイなど、巨木林の形状を呈している区域もみられます。



資料：西条市環境基礎調査報告書

図 2-9 巨樹・巨木林の分布図

④希少動物・植物

陸生の希少動物の生息地は、自然林が分布する石鎚山系が中心となっています。ツキノワグマやカモシカといった大型哺乳類については、最近、確実な確認はありませんが、クマタカなどの大型猛禽類からイシツチオサムシなどの昆虫類まで、多くの希少動物が確認されています。高等植物やコケ類においても、希少種の多くは石鎚山系で確認されています。

加茂川や中山川の河口は、渡り鳥の越冬地・中継地点であり、サギ・シギ類をはじめ、ズグロカモメ等個体数の減少が危惧される種が多く渡来します。淡水魚では、加茂川がカジカ（中卵型）の四国唯一の安定した繁殖地であり、この種は、中山川に一部生息が確認されています。その他、中山川ではアカザの生息が確認されています。

海岸線沿いの干潟では、カブトガニをはじめ 16 種の海産動物が希少種として挙げられます。カブトガニは沿岸の開発によって一時期生息を危ぶまれましたが、幼生の放流などにより、現在では生息が確認されるようになりました。

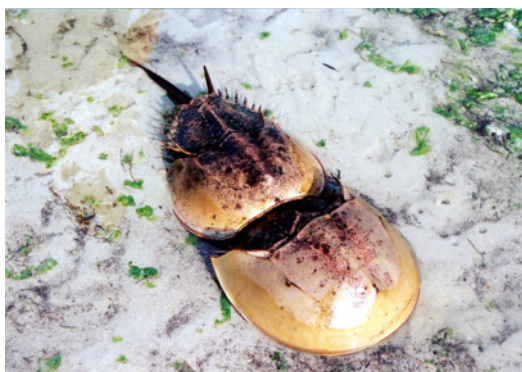
植物では、本地区において確認されている高等植物 74 科 1,375 種のうち 288 種（21%）が、愛媛県レッドデータブックの掲載種となっています。植物の希少種は、石鎚山系など主に高山に自生するもののほか、人里に適応していたものの、生活形態の変化により絶滅の危機にさらされている種に分かれます。ウンラン、トチカガミ、ミズトラノオなどは、近年の記録はありません。



ヤマネ



リンドウ



カブトガニ



カジカ

●希少動物

表 2-2 希少な動物が生息する地域一覧表

地域区分	分類群	希少種	レッドデータ	
			全 国	愛 媛 県
河原津海岸	海産動物	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
加茂川・中山川河口	鳥類	カラシラサギ	情報不足(DD)	絶滅危惧Ⅰ類(CR)
		ヘラサギ	情報不足(DD)	絶滅危惧Ⅰ類(CR)
		クロツラヘラサギ	絶滅危惧Ⅰ類(CR)	絶滅危惧Ⅰ類(CR)
		ズグロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
	陸淡水産貝類	ウミゴマツボ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
	淡水産甲殻類	ヤマトシジミ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
	海産動物	アリアケモドキ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		ワカウラツボ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		サビシラトリ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		ミヤコドリ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		カワアイ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		ハマグリ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		ウミナナ	—	準絶滅危惧(NT)
		オオノガイ	—	準絶滅危惧(NT)
加茂川ー中山川と その周辺水域及び 前浜干潟	淡水魚類	イトヨ	—	絶滅(EX)
		スナヤツメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅰ類(CR)
		カジカ(中卵型)	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		ヤリタナゴ	—	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		アカザ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		クボハゼ	絶滅危惧Ⅰ類(EN)	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		チクゼンハゼ	絶滅危惧Ⅰ類(EN)	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		メダカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		トビハゼ	地域個体群(LP)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		シロウオ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		マサゴハゼ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		モツゴ	—	準絶滅危惧(NT)
		ドジョウ	—	準絶滅危惧(NT)
		カワアナゴ	—	準絶滅危惧(NT)
		ヒモハゼ	—	準絶滅危惧(NT)
		サツキマス(降海型アマゴ)	—	情報不足(DD)
		イドミミズハゼ	—	情報不足(DD)
瓶ヶ森	爬虫類	ヤマカガシ	—	低地減少種
黒瀬ダム	鳥類	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
石鎚山系	哺乳類	ツキノワグマ	地域個体群(LP)	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		カモシカ	—	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
		ホンドモモンガ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		ヤマネ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
	鳥類	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類(EN)	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		ホシガラス	—	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
		コノハズク	—	絶滅危惧Ⅰ類(EN)
	両生類	ブチサンショウウオ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		ハコネサンショウウオ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		オオダイガハラサンショウウオ	—	準絶滅危惧(NT)
	昆虫	イシツチオサムシ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
		シウムネオオナガゴミムシ	—	絶滅危惧Ⅱ類(VU)

資料：愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針、西条市環境基礎調査報告書

●希少植物

表 2-3 希少な植物が生育する地域一覧表

地域区分	分類群	希少種	レッドデータ	
			全 国	愛 媛 県
西条市丹原町 久妙寺	高等植物	ヒキノカサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧ⅠA類(CR)
西条市丹原町 鞍瀬溪谷	高等植物	ミゾシダモドキ	—	絶滅危惧ⅠB類(EN)
西条市丹原町	高等植物	ヤナギヌカボ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧ⅠA類(CR)
西条市下島山	高等植物	ミススギナ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	絶滅危惧ⅠA類(CR)
西条市小松町	高等植物	ヨウラクラン	—	絶滅危惧ⅠA類(CR)

資料：愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針、西条市環境基礎調査報告書

●天然記念物

表 2-4 天然記念物一覧表

件 名	備 考
王至森寺のキンモクセイ	国天然記念物
天満神社のクスノキ	県天然記念物
フジ	県天然記念物
カブトガニ繁殖地	県天然記念物
エノキ	県天然記念物
衝上断層	県天然記念物
モウソウチク林	県天然記念物

資料：県文化財保護課調べ

環境省が策定した絶滅のおそれがある野生生物のカテゴリーを以下に示します。

カテゴリー	内 容
絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種 ・絶滅危惧ⅠA類 (CR) ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 ・絶滅危惧ⅠB類 (EN) ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域 個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

資料:環境省

（５）景観

2004（平成 16）年6月に都市及び農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため「景観法」が施行され、翌年9月には「景観法運用指針」が示されました。これに基づき、西条市においても、2005（平成 17）年、景観行政団体の認定を受け、美しい居住空間の形成及び、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会を目指して取り組んでいます。

①景観特性

石鎚山系の四国山脈の荘厳な風景から、緑豊かな水田が広がる平野、自然豊かな干潟と瀬戸内の海岸と多様な景観を有する本地区では、身近にそれぞれの景観にふれあうことができます。しかし、近年の環境の変化が、これらの代表的な景観に様々な影響を与えています。

②代表的な景観

● ＜石鎚山系＞

四季を通じて様々な表情を見せてくれる亜高山の環境と、西日本最高峰で、修験道の聖地として知られる石鎚山に連なる山々は、郷土愛のシンボルとされています。

しかし、山溪では、ブナの原生林の減少と災害の影響が参道にも依然残っており、対策を要しています。



石鎚山

● ＜溪流＞

加茂川水系の高瀑溪谷や、中山川上流の道前溪谷などは、緑色片岩の青と、緑豊かな山々、美しい清流の自然が潤いを与えてくれます。

しかし、近年の災害による土石や立木の散乱や下流の堰・堤の改良工事などによる水生生物の減少など、自然・人的要因による環境負荷が増大しています。



加茂川上流

● ＜里山風景＞

里山、集落、ほ場で構成される景観は、農業の営みとこれによって培われてきた二次的自然環境であり、私たちは、広くその恩恵を享受しています。地区内にも、加茂川上流の兎之山、棚田が広がる千町、西部の大明神川上流域など多くの里山があります。

しかし、急峻な地形での農作業や鳥獣被害の増加、林業の衰退などの影響を受け、過疎・高齢化が特に深刻な事態であり、耕作放棄地の拡大による景観悪化のほか、集落の運営にも支障が生じています。



中山間地域の棚田風景

● ＜田園風景＞

旧市街地をとりまく田園は、本地区の豊かな食を支えるとともに、四季折々の色を演出し、住民に安らぎを与え、本地区の特徴的な景観を形成してきました。

しかしながら、営農条件に恵まれてきたこの地域にあっても、農地転用の増加（住宅開発）や農業情勢の悪化の影響から無秩序な開発が見られ、農地や農業用施設の維持管理作業が増大し、優良な農地の確保が困難化しています。



田園風景

● ＜河口・干潟風景＞

燧灘沿岸に注ぐ中小河川の河口部と、西部の遠浅の海岸・干潟は、多様な生物の生息空間を提供し、カブトガニなどの貴重種の生息を始め、シギやチドリなどの渡り鳥の中継地点となっており、このような地域は他では見られず、本地区の財産として位置付けられます。

しかしながら、河川を経て漂着する家庭ごみ・一般廃棄物は歯止めがかからず、上流の山林・農地の荒廃・開発から、動植物の生息環境の改善に至らない状況です。



河原津海岸



干潟

2-2 社会環境調査

(1) 人口・世帯

①人口・世帯の推移

本地区の2005（平成17）年における総人口は113,371人で、総世帯数は43,102戸となっています。また、地域内でみると、旧西条市に比べ、旧丹原町・小松町では昭和30年代後半から減少傾向が続いております。

10年間の人口・世帯数の推移をみると、人口は98.8%に減少、世帯数は110.7%に増加しています。世帯当たり人口は2.9人から2.6人と減少し、核家族化の進行が伺えます。

表 2-5 人口・世帯の推移

地域名	年次	人 口 (人)	世帯数 (戸)	人口/世帯数 (人)
西条市	平成 7年	114,706	38,929	2.9
	平成12年	114,548	41,298	2.8
	平成17年	113,371	43,102	2.6
愛媛県	平成 7年	1,506,700	541,701	2.8
	平成12年	1,493,092	566,146	2.6
	平成17年	1,467,815	582,803	2.5
全 国	平成 7年	125,570,246	44,107,856	2.8
	平成12年	126,925,843	47,062,743	2.7
	平成17年	127,767,994	49,566,305	2.6

資料：国勢調査

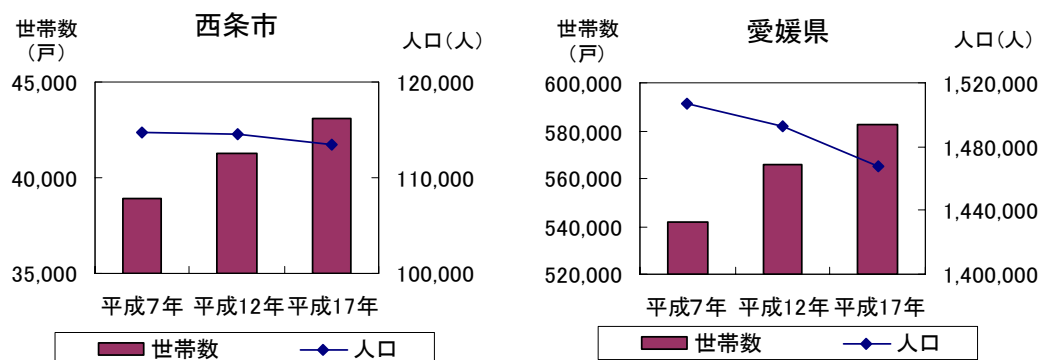


図 2-10 人口・世帯の推移

②年齢別人口構成

近年の本地区の人口は、徐々にですが減少傾向にあります。一方、2005（平成 17）年の65歳以上の人口をみると、28,375 人と、25.0%を占め、1995（平成 7）年からの10年間で4.9%増加しています。また、1995（平成 7）年の国勢調査から老年人口が年少人口を上回っており、少子高齢化が着実に進行していることが分かります。全国と比較して少子高齢化の進行が早いとされている愛媛県と比べても、高齢化率は常に上回っている状況です。

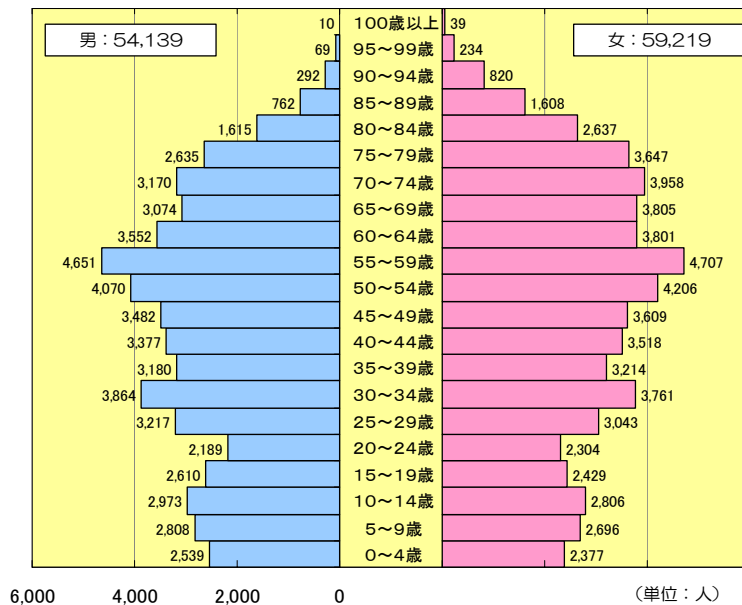


図 2-11 年齢別人口構成（平成 17 年）

表 2-6 年齢別人口構成の推移

		単位：人					
地域名	年次	年少人口		生産年齢人口		高齢人口	
西条市	平成 7 年	19,065	16.6%	72,621	63.3%	23,008	20.1%
	平成12年	17,354	15.2%	70,852	61.9%	26,213	22.9%
	平成17年	16,199	14.3%	68,784	60.7%	28,375	25.0%
愛媛県	平成 7 年	245,563	16.3%	982,400	65.2%	278,691	18.5%
	平成12年	219,340	14.7%	953,189	63.9%	320,078	21.4%
	平成17年	200,270	13.7%	914,747	62.4%	351,990	24.0%
全国	平成 7 年	20,013,730	16.0%	87,164,721	69.5%	18,260,822	14.6%
	平成12年	18,472,499	14.6%	86,219,631	68.1%	22,005,152	17.4%
	平成17年	17,521,234	13.8%	84,092,414	66.1%	25,672,005	20.2%

※年少：0～14歳，生産年齢：15～64歳，高齢：65歳以上

資料：国勢調査

※年齢別人口には、「年齢不詳」を除いているため総人口と一致しない。

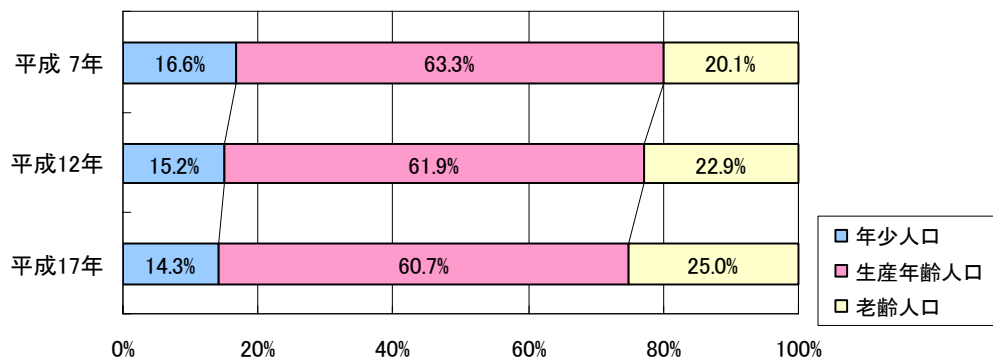


図 2-12 年齢別人口構成の推移

COLUMN

～ 今後の西条市の高齢化進行状況 ～

西条市による将来人口推計では、これからも人口の減少は進行していくとの予測を行っています。例えば、2010（平成 22）年には 11 万 3 千人に、2015（平成 27）年には約 10 万 9 千人になる見通しが立っています。

高齢化率も、高齢化人口の増加に加え、少子化がさらに進行するとみられている為、2015（平成 27）年には 29.1%とますます加速していくといわれています。

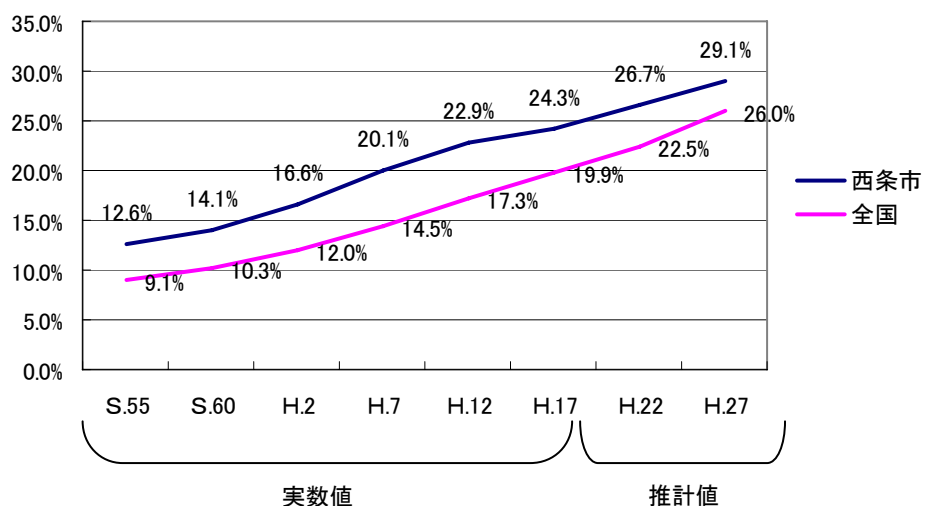


図 2-13 高齢化率の経年変化

(2) 産業構造

① 就業人口

2005(平成17)年度の就業人口割合は、第1次産業が9.2%、第2次産業が35.0%、第3次産業が51.9%となっており、全国や愛媛県の実業人口割合と比較すると、第2次産業の割合が高くなっています。

第2次産業は、燧灘沿岸に広がる地域が1964(昭和39)年に国に新産業都市指定を受けたのを契機に、港湾整備や工業用地の整備が進んだことに加え、平地部の鋳物、鉄鋼、機械といった団地をはじめ、伝統のある手漉き和紙などの地場産業があり、比較的就業条件に恵まれている本地区を牽引しているといえます。

また、米や裸麦をはじめ農作物は多種にわたる県下有数の農業地帯となっており、豊富な水資源など自然条件に恵まれた第1次産業の拠点となっています。

行政では今後、産学官連携による新技術の導入に積極的に取り組むとともに、農水産品を生産する第1次産業、食品加工(第2次産業)、流通・観光(第3次産業)を一体化する総合産業(第6次産業)の創出を目指すなど、多様な産業集積と地域資源を活かし、既存産業の高度化や新たな産業の育成を図ることによって雇用の増加を目指しています。

表 2-7 産業別就業人口構成

年度	地域名	総数(人)	第1次産業人口(人)		第2次産業人口(人)		第3次産業人口(人)	
平成7年	西条市	56,243	6,235	11.1%	22,702	40.4%	27,245	48.4%
	愛媛県	736,919	88,552	12.0%	223,397	30.3%	423,740	57.5%
	全国	64,141,544	3,819,849	6.0%	20,247,428	31.6%	39,642,059	61.8%
平成12年	西条市	54,392	5,195	9.6%	20,837	38.3%	28,252	51.9%
	愛媛県	709,607	70,957	10.0%	205,711	29.0%	431,364	60.8%
	全国	62,977,960	3,172,509	5.0%	18,571,057	29.5%	40,484,679	64.3%
平成17年	西条市	53,723	4,956	9.2%	18,805	35.0%	29,676	55.2%
	愛媛県	679,915	64,126	9.4%	174,634	25.7%	432,943	63.7%
	全国	61,505,973	2,965,791	4.8%	16,065,188	26.1%	41,328,993	67.2%

資料：国勢調査

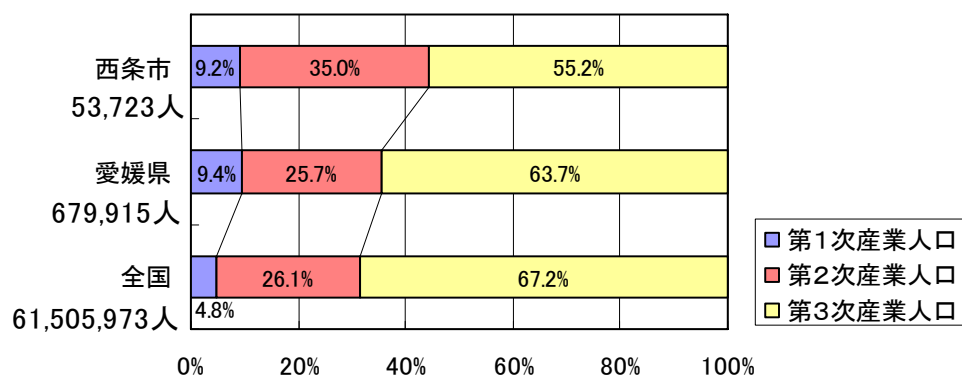


図 2-14 産業別就業人口構成 (平成17年)

②産業別生産額

2003（平成15）年度における本地区の総生産額は4,539億2,600万円となっており、愛媛県総生産額の9.3%を占めています。

産業別の生産額では、第1次産業2.4%、第2次産業49.2%、第3次産業48.4%となっており、第2次産業では国、県の割合を大きく上回り、第2次産業の割合が高い産業構造になっています。

近年10年間の生産額の推移をみると、第1次産業は26.8%の減少（愛媛県は45.7%減、全国は26.3%減）、第2次産業は5.6%の増加（愛媛県は17.6%減、全国は15.8%減）第3次産業は12.4%の増加（愛媛県は15.0%増、全国は13.2%増）となっています。

国、県の状況と同じく第1次産業は大幅に減少し、第3次産業は経済のサービス化に伴い増加していますが、第2次産業では、全国的な傾向に添わず、増加傾向を示しており、2004（平成16）年工業統計調査では四国一の製造品出荷額になるなど製造業において発展が著しくなっています。

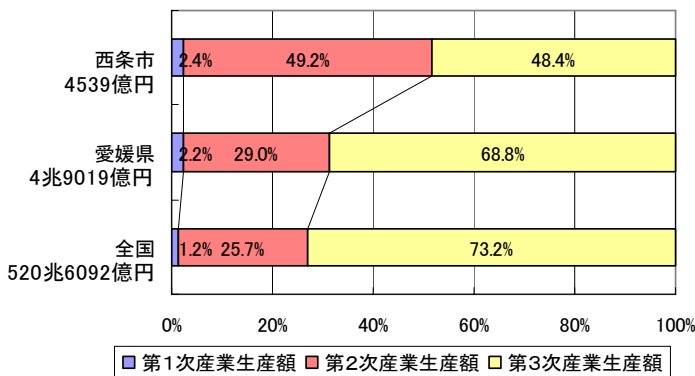


図 2-15 産業別生産額（平成15年度）

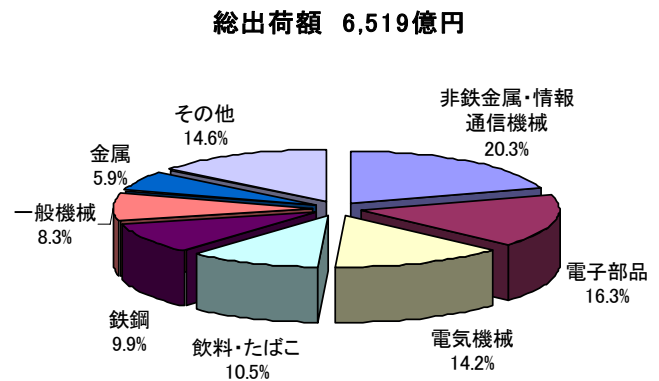


図 2-16 製造品出荷額（従業員4人以上の事業所）

※生産額が5%以上を占める部門のみを表示

③所得

市民所得の推移については、国、県と同じく1996（平成8）年度をピークとして2003（平成15）年度まで減少傾向にあります。1993（平成5）年の時点では、対全国比較では愛媛県と比較値が変わりませんでした。10年後の2003（平成15）年には2.2ポイントの差が出ています。これは年収に置き換えると65,000円という金額になります。

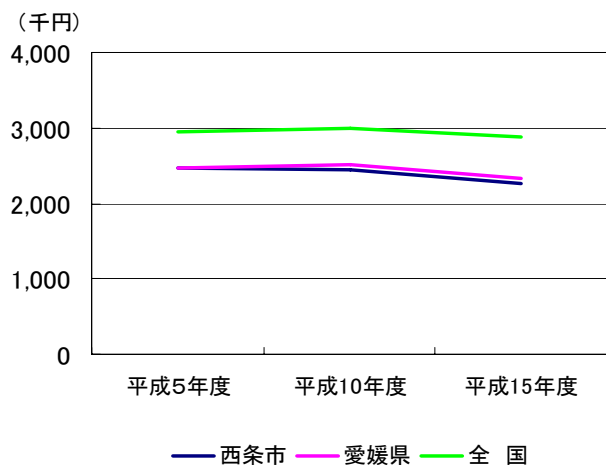


図 2-17 年間一人当たり分配所得の推移

COLUMN

～ 産業の現状と対策 ～

第1次産業・第2次産業の衰退に伴う第3次産業の台頭・さらには産業のグローバル化により企業の地方都市からの撤退が顕在化しており、その傾向は本地区も例外ではありません。また、新たな企業の誘致は極めて困難な状況です。他地区も似通った現状で、今ある産業を伸ばすしか方法がない地域がほとんどとなっています。その中で本地区は第1次・第2次・第3次産業ともバランスがとれている点から、それらを一体化させた「第6次産業」を展開しています。新市においては、第6次産業を都市再生計画の一翼として、食料産業クラスターの形成を確立し、「西条市食品加工流通コンビナート」の構想をうち出しています。

「西条市食品加工流通コンビナート」

2004（平成16）年11月1日、2市2町の合併により誕生した西条市は、石鎚山系を源とする豊富な水資源や肥沃な農地に恵まれ、四国屈指の工業集積と広大な経営耕地を有する四国最大規模の産業都市となりました。特に農業については、数多くの品目において県下で圧倒的な出荷量シェアを誇り、農水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通業・サービス業（3次産業）の連携のもと、食料産業クラスターの形成（6次産業化）を目指した各種取り組みを行っています。さらに「西条市食品加工流通コンビナート」を中心に食料産業クラスターを形成することにより地域再生計画を推進していくことが狙いです。

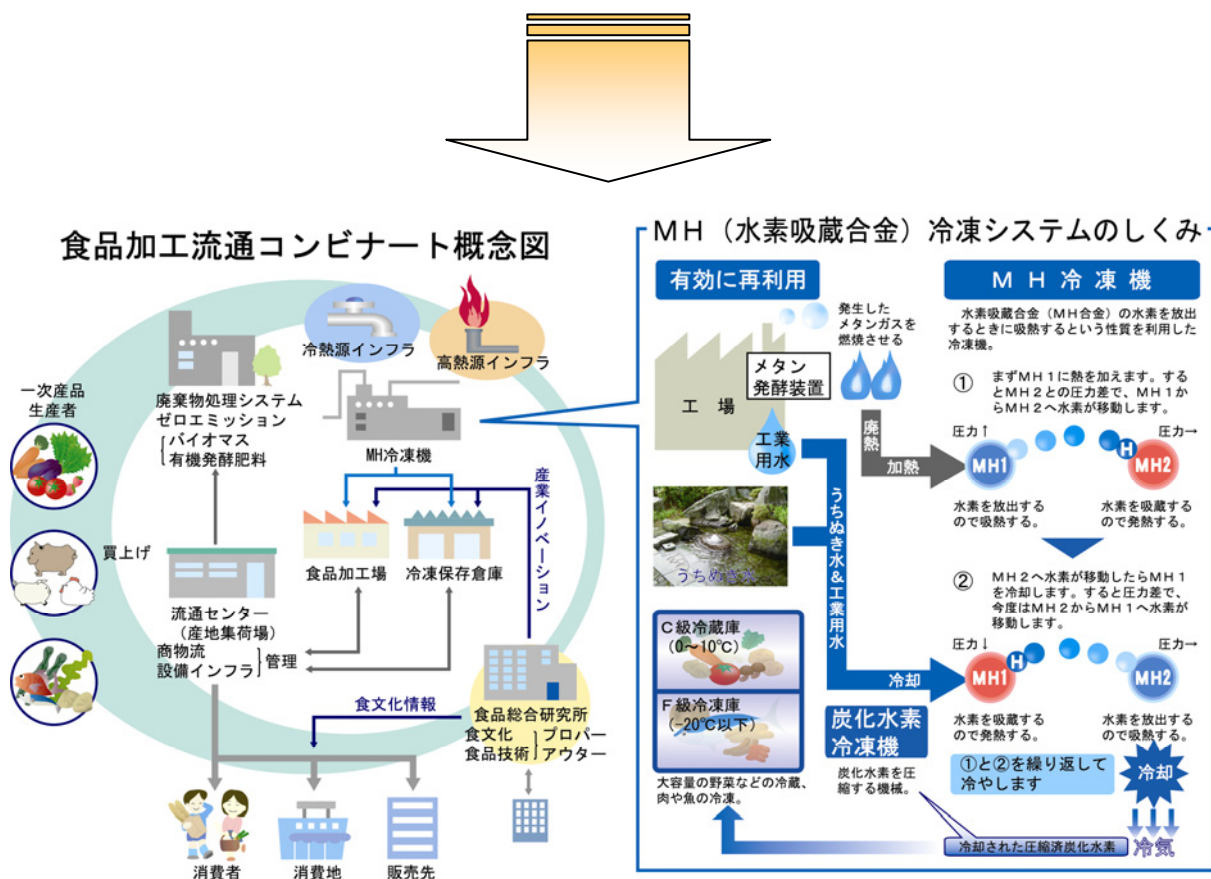


図 2-18 食品加工流通コンビナート概念図

(3) 土地利用

総面積 509.04 k[㎡]の内、宅地面積は 28.62 k[㎡]で、全体の 5.6%を占め愛媛県 4.6%を上回っており、宅地化が進行していることが伺えます。

農地は 16.1%（愛媛県 15.7%）で内、田が 11.4%と大きく、愛媛県下有数の穀倉地帯となっています。

表 2-8 土地利用面積の推移

年次	地域名	総面積 (k [㎡])	田		畑		宅地		池沼		牧場・原野		山林・その他	
			(k [㎡])	構成比	(k [㎡])	構成比	(k [㎡])	構成比	(k [㎡])	構成比	(k [㎡])	構成比	(k [㎡])	構成比
平成7年	西条	229.77	22.59	9.8%	7.73	3.4%	13.37	5.8%	0.56	0.2%	0.70	0.3%	185.58	80.8%
	東予	73.88	20.38	27.6%	3.35	4.5%	9.01	12.2%	0.05	0.1%	0.10	0.1%	26.34	35.7%
	小松	76.83	5.16	6.7%	3.92	5.1%	2.17	2.8%	0.04	0.1%	0.02	0.0%	59.50	77.4%
	丹原	128.54	10.96	8.5%	9.15	7.1%	3.81	3.0%	0.37	0.3%	0.18	0.1%	104.63	81.4%
	西条市	509.02	59.09	11.6%	24.15	4.7%	28.36	5.6%	1.02	0.2%	1.00	0.2%	376.05	73.9%
	愛媛県	5,675.23	330.10	5.8%	497.37	8.8%	216.41	3.8%	10.52	0.2%	26.67	0.5%	4165.43	73.4%
平成12年	西条	229.77	22.59	9.8%	7.73	3.4%	13.37	5.8%	0.56	0.2%	0.70	0.3%	185.58	80.8%
	東予	73.89	20.28	27.4%	3.35	4.5%	9.01	12.2%	0.05	0.1%	0.10	0.1%	33.75	45.7%
	小松	76.26	5.16	6.8%	3.92	5.1%	2.17	2.8%	0.04	0.1%	0.02	0.0%	59.50	78.0%
	丹原	129.10	10.96	8.5%	9.15	7.1%	3.81	3.0%	0.37	0.3%	0.18	0.1%	104.63	81.0%
	西条市	509.02	58.99	11.6%	24.15	4.7%	28.36	5.6%	1.02	0.2%	1.00	0.2%	383.46	75.3%
	愛媛県	5,676.22	318.05	5.6%	489.65	8.6%	225.54	4.0%	8.66	0.2%	27.86	0.5%	4,198.84	74.0%
平成17年	西条市	509.04	58.07	11.4%	23.76	4.7%	28.62	5.6%	0.98	0.2%	1.01	0.2%	378.91	74.4%
	愛媛県	5,677.12	310.30	6.1%	486.98	9.6%	232.79	4.6%	8.15	0.2%	27.85	0.5%	4,011.60	79.0%

※平成7・12年度の総面積については市町村別統計要覧を参照、平成17年度の総面積については

資料：愛媛県統計年鑑

愛媛県統計BOXを参照としているため地目別の構成比の合計が必ずしも100%にはならない。

※市町村振興課調べ「固定資産の価格等の概要調査」による。

※「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園である。

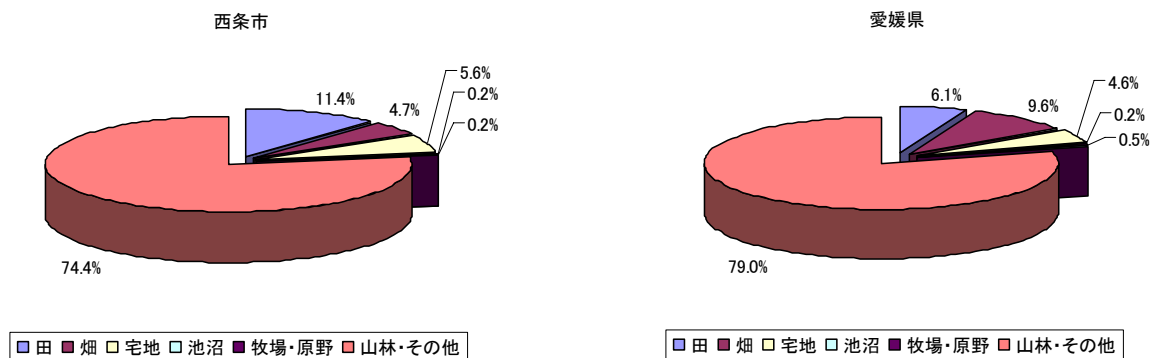


図 2-19 土地利用割合（平成17年）

2004（平成16）年、本地区及び隣接する新居浜市の圏域では、市街化区域の地価の安定による開発促進、市街化区域外地域を計画的に開発促進し定住環境の改善によるコミュニティの再生を目的として、全国で2例目となる、都市計画法による「線引きの廃止」を行いました。区域区分制度の廃止によりそれに代わる本地域独自の特定用途制限を行っています。なお、西条市では、下図のような土地利用の方向としています。

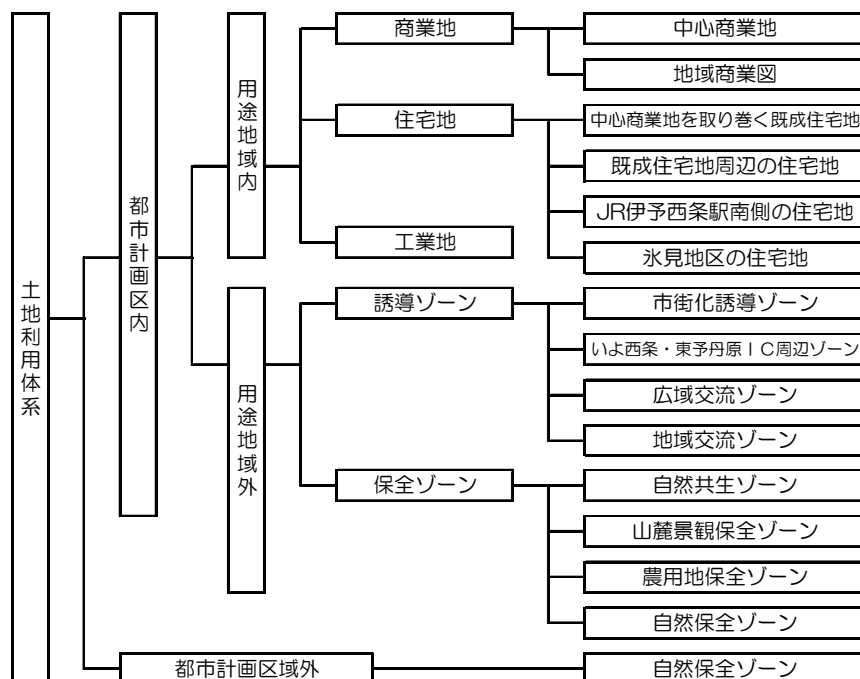


図 2-20 土地利用体系図

～ 区分別土地利用の状況について ～

1) 用途地域内

区域区分が廃止されたことにより、市街地が比較的低い密度で分散することが想定されますが、公共投資に効率の良い都市づくりを進めるためには、無秩序な分散を規制し、現用途地域内での市街化の促進を図ることを基本方針としています。

2) 用途地域外

一定の用途制限の元に、適正な土地利用を誘導するゾーンと、自然との共生等を図るゾーンに区分して土地利用の方針を設定します。

3) 都市計画区域外

都市計画区域外においては、「西条市地下水の保全に関する条例」の活用等により、水源林等の自然環境を保全することを基本に、居住者の利便性の向上や、環境施設の整備を図る自然保全ゾーンと位置づけられています。

この「線引きの廃止」によって、旧市街化区域での地価の安定効果にもかかわらず、今後、開発は、旧市街化区域調整区域に偏重するなどのおそれがあり、旧市街化区域の空洞化や旧市街化調整区域での無秩序な開発が増加する懸念が生じています。

このため、西条市では、「線引き廃止」の趣旨である、都市基盤の有効利用と効率的な社会基盤の構築を促すべく、特定用途制限地域を設定しました。今後は、開発誘導、環境保全に向け、持続可能な社会づくりを目指しています。

(4) 流通

燧灘に面し、愛媛県東予地域の中央に位置する本地区は、重要港湾の東予港や四国縦断自動車道、今治小松自動車道など、交通網の整備の進展に併せ、地区内には3箇所のインターチェンジや四国縦貫自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクション、特急停車駅である伊予西条駅及び壬生川駅をはじめとする7箇所の駅など、近畿地域及び中国地域に直結する、広域交通拠点となる内包し、四国地域における交通の要衝として恵まれた立地条件となっています。

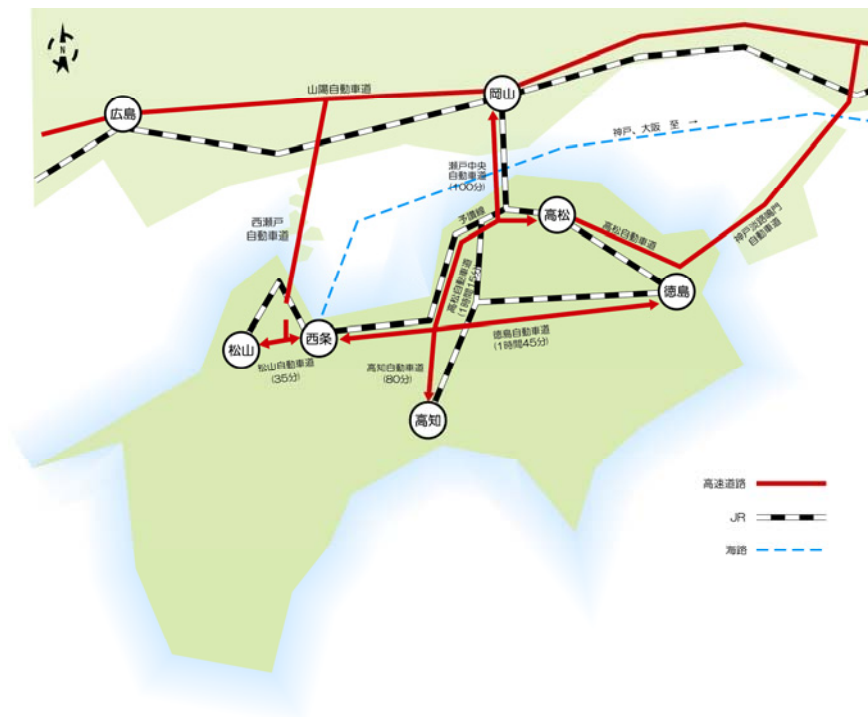


図 2-21 広域交通体系図



今治小松自動車道(東予丹原インター付近)

(5) 教育

①学校教育

保育所29所、幼稚園16園、小学校26校、中学校10校、高校5校が設置されています。しかし、近年の少子化の影響で児童・生徒数は減少傾向にあり、2001（平成13）年には鞍瀬小学校が廃校になりました。地区の山間部などでは、学童の減少を顕著に受け、就学環境の差が広がっていると見られます。このような地区では、今後学校再編、地域の産業創出による定住化の推進が必要な事態となっています。

表 2-9 児童数推移

単位（人）

地域名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
西条市	7,410	7,059	6,894	6,814	6,821	6,737	6,791
愛媛県	91,431	89,151	87,585	86,088	85,224	84,420	83,526

資料：学校基本調査

近年、全国的な傾向で、児童生徒の安全・いじめの防止などの対策が必要となってきていますが、地域ぐるみで子育てにかかわる体制づくりを提唱し、この実現を目指しています。

特に本地区では、地産地消の基盤を活用した食育の推進から地域教育への拡大を図る手法などが有効と考えられています。

②社会教育

各公民館を中心に数多くの生涯学習が展開されており、公民館の利用率も県平均を大きく上回っています。また、社会教育団体の活動も活発であり、特に婦人団体は、福祉活動、料理教室、環境問題等の様々な活動を活発に行っています。

しかし、その活動は高齢化するに従い今後は減少傾向が続くものと予想され、身近な生涯学習のあり方、ネットワークの構築（情報網整備）が必要と考えられます。

表 2-10 公民館利用状況（平成17年度）

中央公民館

地域名	館数	全利用状況		
		推定対象人口	延利用者数	利用率
西条市	1	116,068	76,436	65.9%

地区公民館

地域名	館数	全利用状況		
		推定対象人口	延利用者数	利用率
西条	13	59,696	283,601	475.1%
東予	9	32,943	108,580	329.6%
小松	2	9,817	43,173	439.8%
丹原	5	13,612	36,041	264.8%
愛媛県	310	1,449,172	3,397,296	234.4%

資料：西条市調べ

(6) 医療・福祉

①医療

医療をみると、病院数の減少や救急医療体制は、比較的平坦な地形と基幹アクセス道路の整備によって補われるものの、医師の高齢化（70 歳以上が 34%）など、特に地区西部（旧東予市、旧丹原町、旧小松町）で問題となっています。

表 2-11 医療施設

医療施設の状況（病院）

（平成13年3月31日現在）

	施設数		病床数					
	総数	人口10万対	総数	人口10万対	うち一般病床	人口10万対	療養型病床群	人口10万対
西条	6	10.3	1330	2286.4	899	1545.5	465	799.4
周桑	4	7.1	524	931.7	359	638.3	122	216.9
愛媛県	157	10.5	23812	1594.8	18378	1230.9	4558	305.3

医療施設の状況（一般診療所）

	施設数				病床数			
	総数	人口10万対	うち有床	人口10万対	総数	人口10万対	療養型病床群	人口10万対
西条	55	94.6	22	37.8	280	481.4	899	1545.5
周桑	43	76.5	15	26.7	236	419.6	359	638.3
愛媛県	1202	80.5	508	34.0	7135	477.9	18378	1230.9

※愛媛県については、平成12年10月1日現在

資料：県調べ

②福祉

介護施設は、市街地近郊に集中しており、介護交通などの手段でこれを補っています。社会福祉、特別支援教育施設などの養育施設は十分な整備とはいえません。

今後安心して暮していける環境の構築のためには、施設の充実に併せ、保健・医療・介護・福祉にわたり、総合的な相談、調整の役割を果たすコーディネーターの育成、研修が必要とされています。



老人保健施設

（７）防災

温暖で、比較的大規模な自然災害の少なかった本地区ですが、2004（平成16）年四国に6つの台風が上陸しました。そのうち9月28日から30日にかけて上陸した台風21号と10月18日から21日にかけて上陸した台風23号による集中豪雨の影響で山間部を中心に大規模な土砂崩れが多発し、河川に流入した立ち木や間伐材が橋脚に詰まり氾濫を誘発するといった甚大な被害（被害額：65億円）が発生しました。これによって山口、西早川、妙口、湯久保といった地域などが壊滅的な被害を受け、5名の命が失われました。市では、この経験から、「平時の減災対策」を強化し、市民参加型の防災体制の構築を基本的な考え方とし、自主防災組織や緊急の連絡体制などの整備とともに、河川、砂防、農業用ため池の整備を重点的に進めています。一方、海拔0m地帯では、大小18箇所の排水ポンプが湛水被害の防止を担っていますが、老朽化が顕著なこれら施設は順次更新が必要な状況となっているとともに、開発などにより流出形態が大きく変化しているため、現状に応じた運用・整備が必要となっています。

救急活動や大規模な火災に対する迅速な対応など、高度な救急体制の整備が求められ、現在では市の単独消防で2消防署体制をとっています。



「台風21号」による被害（2004（平成16）年）



海拔0m地帯

2004（平成16）年の台風被害をうけて、本地区では防災意識が高まっています。「平時の災害対策」を強化し、災害に強いまちづくりを進めるために、実践防災対策を実施・検討しているところです。

防災の基本は「自助」「共助」であることから、自主防災組織を結成し、「市民力」と「地域の防災力」を全面に出した防災対策に取り組んでいます。

また、災害図上訓練（DIG）の参加を呼びかけ、災害対策のプロセスから自主防災意識の高揚を推進し、地域防災コミュニティの強化にも力を入れています。

「台風第21号」による被害（2004（平成16）年）

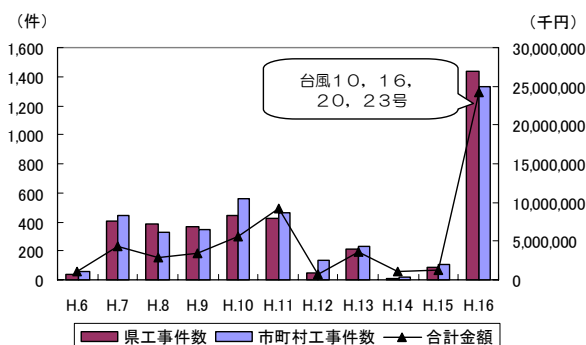
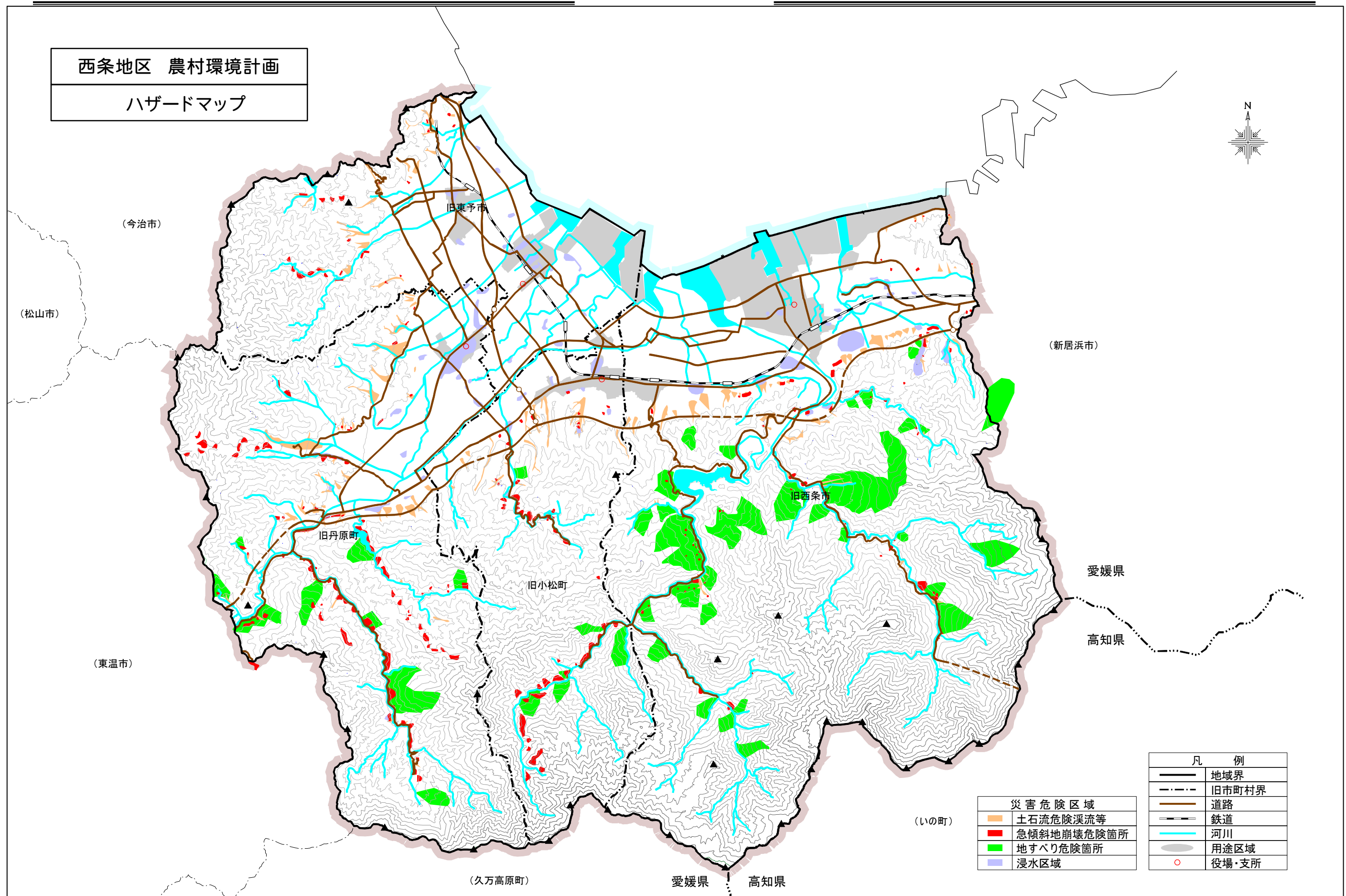
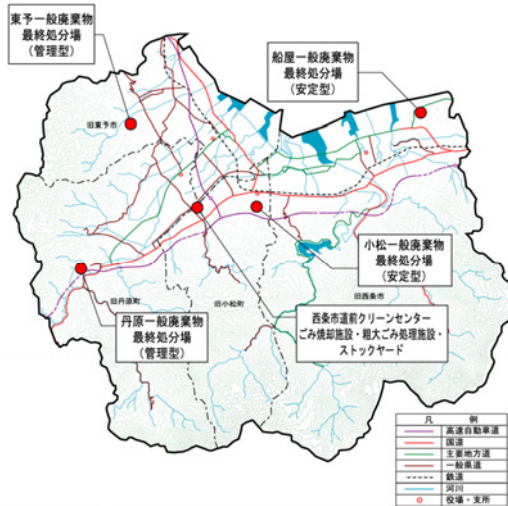


図 2-22 年次別災害発生状況（愛媛県）



(8) 廃棄物・資源リサイクル

市内から発生するごみ（一般廃棄物）については、旧小松町にある「西条市道前クリーンセンター」に集められ処理されるほか地区内4箇所の最終処分場で処分されています。



西条市道前クリーンセンター

図 2-23 ごみ処分場位置図

ごみ排出量は1994（平成6）年度に導入した指定袋、粗大ごみ処理券制度により一時的に減少しましたが、その後増加、近年は災害のあった年を除き微増傾向となっています。一方、山間部などでは、ごみの不法投棄が目立ってきています。環境指導員によるパトロール、まちの美化パートナー制度の導入など、市民と協同で防止に努めていますが、新たな対策が必要となってきました。

資源のリサイクルに向けては、リサイクル量の増加を上回る廃棄物の増加となっている現状から、リサイクル率は、全国平均を下回っています。さらなる家庭内ごみ分別の徹底を図るとともに、木材、剪定木、家畜糞尿、家庭内で発生した生ごみなどのバイオマスの利活用を試み、リサイクルのまちの実現と、住民の意識啓発を図っていくといった対策が有効と考えられます。

表 2-12 1人1日当たりのごみ排出量

単位：グラム

年 度	西条市	愛媛県	全 国
平成 8年	863	1,050	1,114
平成 9年	918	1,073	1,112
平成10年	990	1,105	1,118
平成11年	1,027	1,119	1,114
平成12年	1,092	1,175	1,132
平成13年	1,169	1,169	1,124
平成14年	1,104	1,120	1,111
平成15年	1,116	1,099	1,106
平成16年	1,195	1,116	1,086
平成17年	1,119	資料なし	

資料：市調べ・環境白書

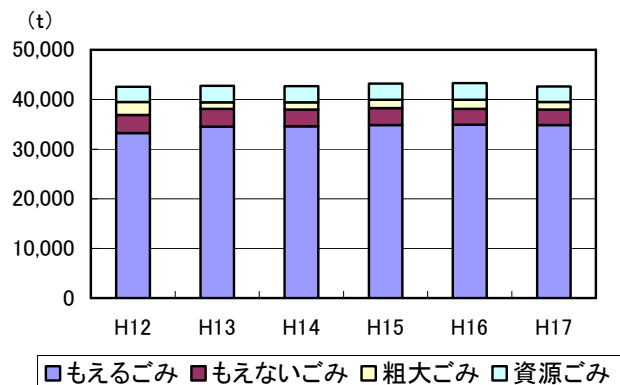


図 2-24 ごみ処理量の経年変化
(直接埋立ごみ除く)

COLUMN

木質バイオマス※13 ～ 西条発電所の取り組み ～

バイオマス資源は、循環型社会の形成のため畜産廃棄物、木材、資源作物などの有機物エネルギーから生分解性プラスチックなどの生産物を生み出し、エネルギーとして再利用するなど、枯渇燃料にかわる新エネルギーとして注目されています。メタンやエタノールの抽出、廃植物油の自動車燃料化など様々なバイオマスエネルギーがありますが、その中で西条発電所では日本初の「木質バイオマス使用発電実験」に成功しました。原料となるスギやヒノキの間伐材や製材くず、樹皮などは、愛媛県有数の木材産地である久万高原町や嶺北地方（石鎚山南側）で確保し、環境への負荷、コストの削減などの課題はありますが、実証実験をふまえて実用化に取り組んでいます。

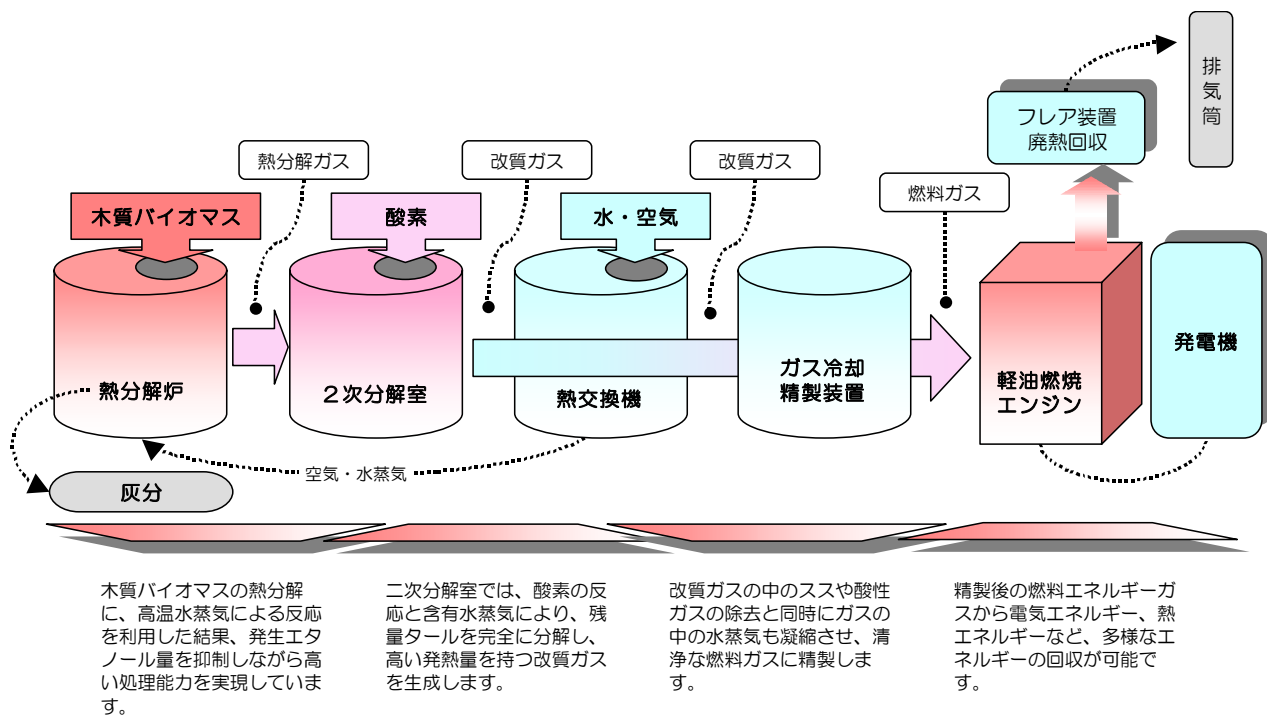


図 2-25 木質バイオマス

※14 木質バイオマス：「バイオマス (biomass)」は、「バイオ (bio=生物、生物資源)」と「マス (mass=量)」からなる言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である、としています。バイオマスは、農林水産物からその廃棄物まで、つまり、生産から消費、廃棄、再生産までを一貫して捉えるものですので、循環型社会を考えるにあたって、物質循環の基本となる考え方です。

(9) 水資源

本地区で1年間に利用する水の内訳は、農業用水 75.4% (147.2 百万トン) 工業用水 16.6% (32.3 百万トン) 生活用水 8.0% (15.6 百万トン) となっており、近年生活水の増加が顕著となっています。

その水源の状況をみると、特に本地区の旧西条市では「うちぬき」で知られる地下水への依存率が高く、また、西部海岸沿い(旧東予市東部)でも地下水の割合が高くなっています。

一方で、地区内には、表流水を水源とした簡易水道に頼る地域や農業用水の慢性的な不足が生じている地域などを抱えています。

農業用水の確保のため、1967(昭和 42)年に完成された道前道後平野農業水利施設は、面河ダムから分水し、地区西部の農業を支えてきました。現在、農業用水期の変化や、1994(平成 6)年の大渇水を契機として、新たな地域へ用水を供給することに対応する中山川水系の志河川ダムの建設、老朽化する施設更新整備を国営事業で実施しています。

加茂川水系では、工業用水の確保と河川から取水する農業用水の安定供給を目的として黒瀬ダムが1973(昭和 48)年に完成しております。現在、工業用水需要が変化し、事業費償還に支障が生じているとしてこの工業用水の他利用を含めた対応を迫られていますが、これを契機に市内水需給の将来見直しを検討しなければならない状況となっています。

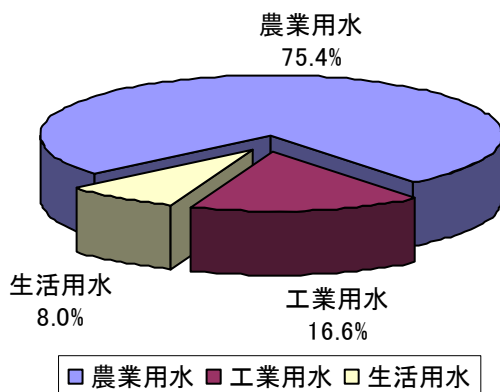


図 2-26 用水別使用量の割合

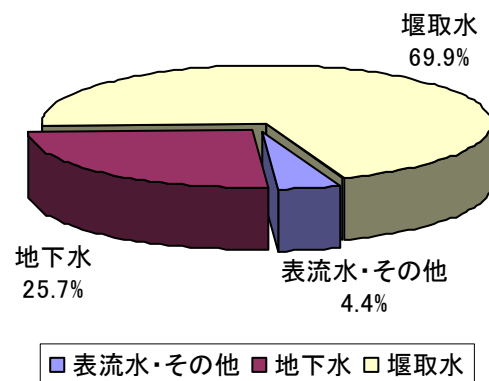


図 2-27 水源の割合



志河川ダム（建設中）



黒瀬ダム

～ 道前平野を巡る「虹の用水」 ～

西条地区においてすべての地区が旧西条市のように水源地域というわけではありません。東予市を含む周桑（小松町、丹原町）には道前平野が広がっていますが、この地区は瀬戸内式気候特有の温暖で少雨の地域です。そのため、古来より農業用水を確保するために、すい道やため池をつくるなどして用水確保に涙ぐましい努力を重ねてきました。しかし、干ばつによる水不足からしばしば水争いが繰り返されてきた地区で、特にこの道前平野では釜之口井堰等の水利慣行にまつわる水争いが大規模なものとして記録に残されています。

そこで、昭和32年4月に国営事業として**道前道後平野農業水利事業**が、道前道後平野農業用水、道後平野工業用水、発電の共同事業として着手されることになりました。昭和42年9月19日に事業が竣工したことにより、道前道後平野は干ばつの被害から開放され、安定した農業用水が供給されることになりました。

この道前道後平野の農業用水は、石鎚山脈南面の面河渓谷一帯に降った雨水を「面河ダム」に貯え、それを四国山脈の山並みにすい道（トンネル）を掘り、道前道後の両平野に導いています。これが山並みを越えて架かる水の連なりであることから「虹の用水」と呼ばれています。また、面河川からの分水は、仁淀川下流の各自治体はもとより、流域の利水者や、高知県の協力によってこそ実現したものであり、「感謝の用水」でもあります。

資料：水の歴史館



図 2-28 「虹の用水」水の流れ

資料：水の歴史館

(10) 生活環境

①水道施設（上水）

旧西条市（西条地区）は、加茂川の伏流水に恵まれ、古くから地下水（自噴水）の利用者が多い地域であるため、全国的にみても上水道の普及（西条地区は22.6%）が低い地域です。このため、地区全体の、上水道の普及率も、47.0%と低く、日常において生活用水が地下水に大きく依存していることがわかります。

表 2-13 上水道・簡易水道の整備状況

（平成18年5月1日現在）

上水道

	西条地区 (西部地区)	西条地区 (東部地区)	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
行政区域内人口(人)	60,314 (8,460)	60,314 (12,751)	33,050	13,706	9,860	116,930
給水区域面積(ha)	1,455	1,035	3,638	1,880	830	8,838
現在給水戸数(戸)	2,789	2,875	8,149	3,141	3,437	20,391
現在給水人口(人)	6,796	6,824	23,251	8,311	9,740	54,922
普及率(%)	11.27% (80.33%)	11.31% (53.52%)	70.35%	60.64%	98.78%	46.97%

資料：西条市調べ

簡易水道

（平成18年5月24日訂正）

	西条地区		丹原地区	合計
	中野簡水	港新地簡水		
行政区域内人口(人)	60,314 (1,127)	60,314 (1,082)	13,706 (3,121)	74,020 (5,330)
給水区域面積(ha)	150	219	830	1,199
現在給水戸数(戸)	366	270	1,124	1,760
現在給水人口(人)	936	504	2,868	4,308
普及率(%)	1.55% (83.05%)	0.84% (46.58%)	20.98% (91.89%)	5.82% (80.83%)

資料：西条市調べ

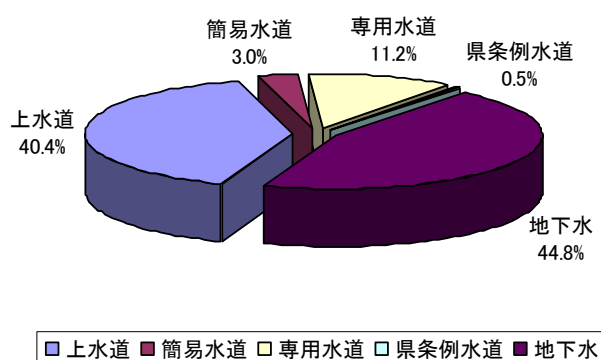


図 2-29 家庭用水の使用量割合

地域全体でみると、家庭用水の地下水使用率は、44.8%と他地区に比べても非常に高い割合となっています。

地域別にみると、特に旧西条市では、地下水使用率は76.8%と非常に高い割合を占めています。続いて、旧東予市で18.6%、旧丹原町で4.1%、旧小松町で0.2%となっています。

②生活排水（下水）

下水道の整備状況は、市街地近郊を対象とする公共下水道、市街地周辺集落では、農業集落排水事業による下水道やコミュニティプラント、合併浄化槽が中心となって、2005（平成 17）年度末では、西条市全体で、61.7%（愛媛県平均は、61.6%）となっています。地区東部（西条地域）では、公共下水道により整備率が 83.3%と高いものの、西部の東予、丹原地域では 37.5%程度、また小松地域では、合併浄化槽のみで 44.8%と、地区内での格差があります。

今後は、整備対象区域が拡散し、また、厳しい財政事情から整備率の向上に向けた対策が厳しくなっています。

表 2-14 下水道整備状況

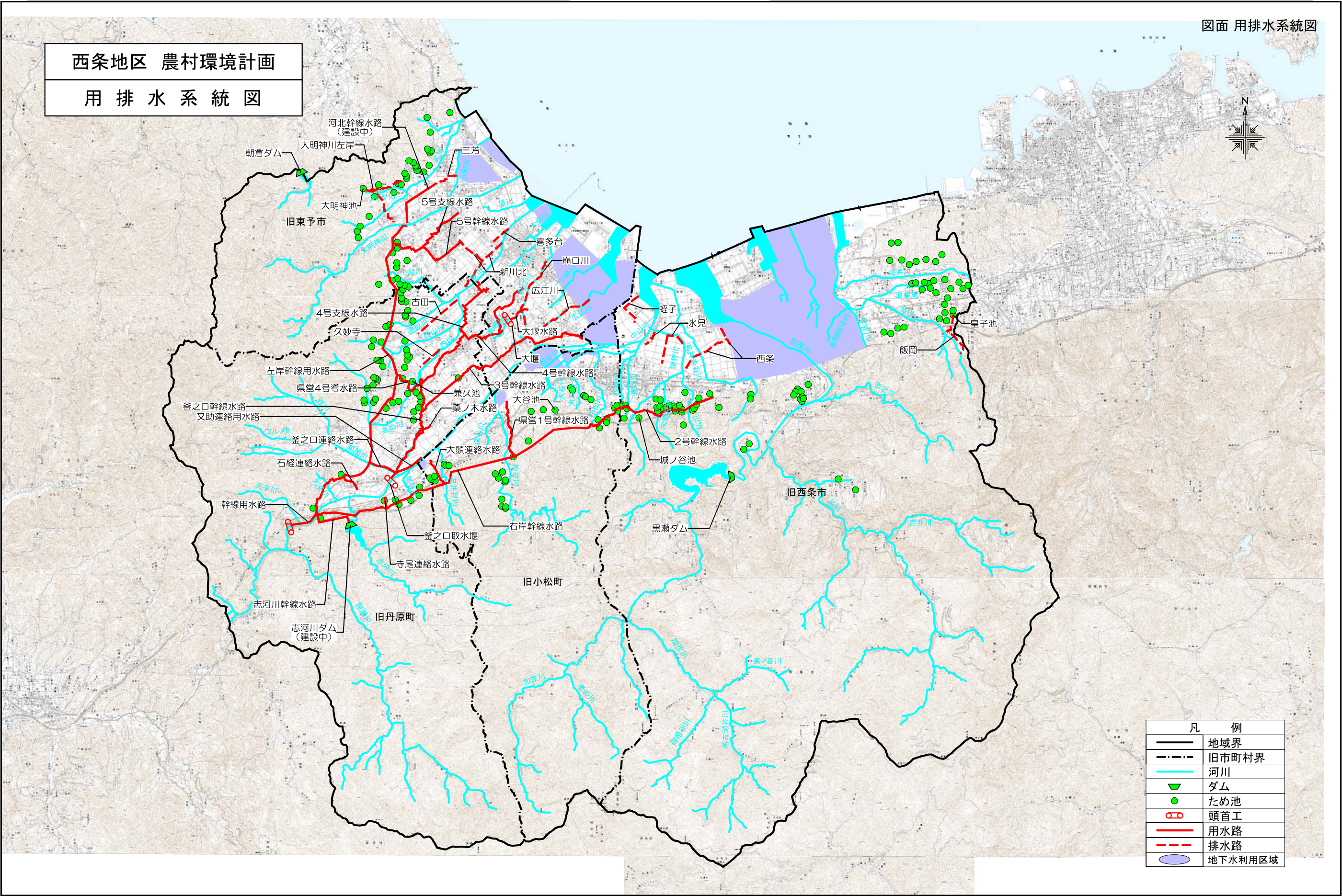
（平成17年度末）

地域名	行政人口 （人）	污水处理人口（人）					污水处理人口 普及率
		公共下水道	農業集落排水 施設	合併処理浄化 槽	その他	合計	
西 条	59,606	(72.0%) 42,901	(2.6%) 1,528	(5.0%) 3,002	(3.7%) 2,191	49,622	83.3%
東 予	32,895	(24.2%) 7,968		(11.9%) 3,929		11,897	36.2%
小 松	9,817			(44.8%) 4,397		4,397	44.8%
丹 原	13,595	(24.8%) 3,365		(16.1%) 2,190		5,555	40.9%
西 条 市	115,913	(46.8%) 54,234	(1.3%) 1,528	(11.7%) 13,518	(1.9%) 2,191	71,471	61.7%
愛 媛 県	1,486,946	(42.2%) 627,711	(2.3%) 34,799	(16.3%) 241,811	(0.8%) 11,216	915,537	61.6%

※（ ）は污水处理人口普及率

資料：県調べ

図面 用排水系統図



(11) 地域社会（コミュニティ）

①集落活動

地区内には、212の農業集落（農業センサスによる）があり、生活環境の改善、防災、防犯、学校教育との連携（愛護班）、地域行事の実施などの自治活動を行い社会運営を支えてきました。農村では、混住化と価値観の多様化、就業形態の多様化などの影響から、集落内でのコミュニケーション（話し合う機会など）が希薄化し、集落での意志決定などの機能が低下しつつあります。農村振興基本計画の策定に当たり行ったアンケート調査によると、すでに2～4割の集落では混住化によりコミュニティに支障が生じている事態となっています。

また、過疎化が深刻な地区西部（小松町、丹原町）などでは、「混住化をもって集落の定住化を進める必要性」が生じている集落が多い状況がうかがえます。

西条市では、今後持続可能な社会運営には、集落機能の再生と適切な役割分担が不可欠として、施策を実施する際にはこの具体化を提案しています。地域では、世話人の高齢化、意志決定が複雑化する状況から、これに対応できなくなっているところもありますが、地域の将来を懸念する意見が高まっており、概ねの地域では、新たなコミュニティのあり方と、地域の活動の活性化が必要と感じています。

表 2-15 農業集落（旧村単位）

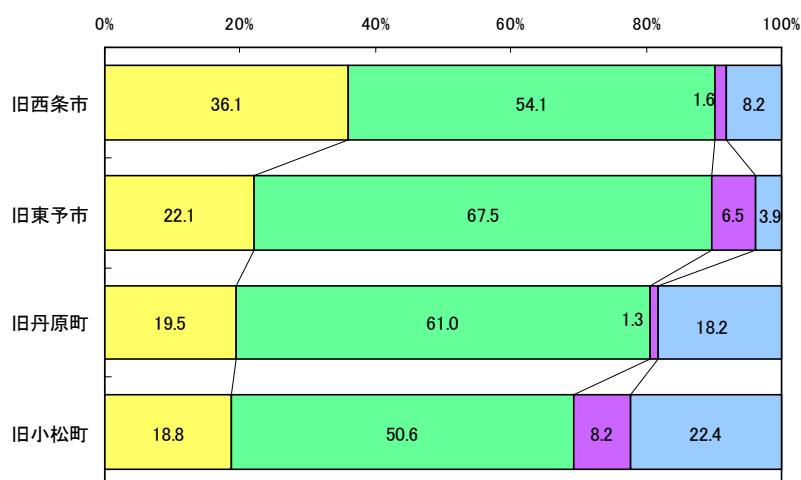
（平成12年度現在）

合併前市町村名	旧村名	農業集落数	集落の構成		
			1集落当たり 平均総戸	1集落当たり 平均農家戸数	1集落当たり 農家率
西条市	西条市	79	206.6	21.7	10.5%
	大保木村	4	39.0	10.0	25.6%
	加茂村	8	14.5	7.3	50.3%
	大生院村	4	31.3	8.3	26.5%
	小計	95	291.4	47.3	16.2%
東予市	壬生川町	8	467.5	44.4	9.5%
	周布村	11	111.5	24.7	22.2%
	吉井村	4	245.3	61.3	25.0%
	国安村	5	327.8	37.2	11.3%
	吉岡村	8	90.6	27.6	30.5%
	三芳村	2	432.0	52.5	12.2%
	庄内村	7	102.1	40.7	39.9%
	楠河村	5	242.6	37.0	15.3%
	小計	50	2019.4	325.4	16.1%
小松町	小松町	9	278.7	30.9	11.1%
	石根村	10	99.8	34.1	34.2%
	小計	19	378.5	65.0	17.2%
丹原町	丹原町	7	226.9	34.6	15.2%
	徳田村	7	84.1	35.6	42.3%
	田野村	22	44.2	24.0	54.3%
	中川村	7	114.6	51.0	44.5%
	桜樹村	5	51.2	26.6	52.0%
	小計	48	521.0	171.8	33.0%

資料：農林業センサス

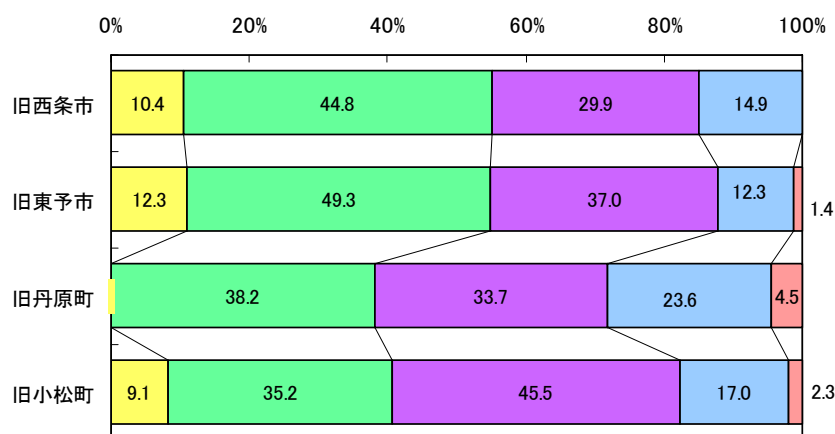
混住化に対する住民アンケート

混住化とコミュニティ



- 混住化がすすみ、集落の活動やつきあいに支障がある。
- 混住化はすすんでいるが、集落の活動やつきあいに特に支障はない。
- 混住化はすすんでいるが、集落の活動やつきあいが活性化している。
- 混住化はすすんでいない。

混住化の方向・対策



- 混住化と農業の振興は両立できない。混住化をおさえるべき。
- 混住化は社会情勢から仕方ない、また地域の工夫で農業との共生は可能。
- 混住化は社会情勢から仕方ない、農業はこれらに見合った形に変化すべき。
- 混住化しないと、地域が衰退し集落自体の継承が困難。
- その他

図 2-30 混住化に対する住民アンケート

資料：農村振興基本計画に係る 農村の現状と将来像について アンケート（2006）

(12) 歴史・文化・地域資源

「うちぬき」で知られる良質の水や、四国の霊峰石鎚などは、他地区にはない資源ですが、これらのほか本地区には、歴史的、文化的な資源も数多くあります。四国88ヶ所の札所が5箇所（横峯寺・香園寺・宝寿寺・吉祥寺・前神社）、縄文時代の古墳群から、古代山城の永納山遺跡、藩政期の町並みまで、史跡・名勝が多くあり、身近に地域の歴史を感じることができます。幾つかの地域では、生涯学習とも兼ねて、住民が主体的にこれらの史跡の研究や保全活動を行っています。しかし、地域の取り組む意欲によって活動に差異があり、全地区的に取り組むには至っていない状況です。



嘉母神社のうちぬき



永納山遺跡の巨石

地域に残る文化的行事では、嘉母・石岡・伊曾乃神社のだんじり、飯積神社の太鼓台をはじめとした秋祭りが全国的にも有名です。近年では、地区西部でもだんじりや、太鼓台を新調して年々盛大になっています。西部では、獅子舞の奉納を中心とする地域もみられます。秋祭りは、地域の人々にとって特別な行事であり、薄れつつある地域のコミュニティの向上、形成に役立っています。

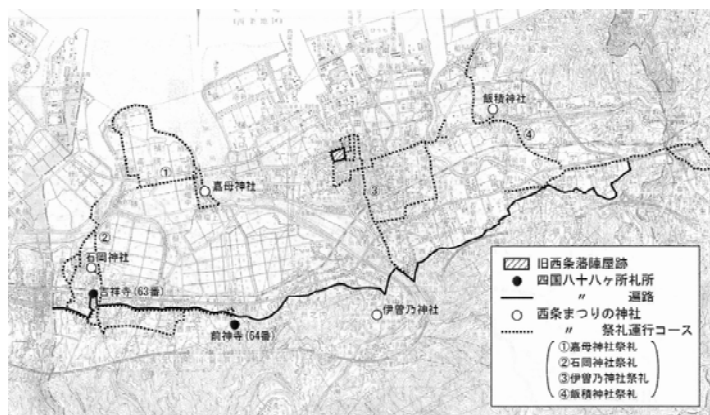


図 2-31 西条まつり祭礼運行コース

農村では、土地の神に豊作を祈り感謝する祭り（収穫祭）、「亥の子」、「とうど焼き（とうどはやし）」などが行われ、農村の四季の演出にも欠かせない行事となっています。丹原町田滝地区の「お簾踊り」は県の無形民俗文化財の指定を受けています。山間部の過疎地域や都市近郊の混住化の著しい地域では行事が途絶えたところもありますが、行事を復活させ地域興しに取り組むところが増えつつあります。



西条まつり（伊曾乃神社）



とうどさん



獅子舞フェスティバル



西条まつり（飯積神社）

また、地域には、本谷温泉や休暇村“瀬戸内東予”などの、観光・保養施設も点在しており、利用者数も増加傾向にあります。



本谷温泉



休暇村“瀬戸内東予”

(13) 行財政

国、地方ともに深刻な行財政事情のもと、本地区旧市町財政指数は、経常収支比率^{※14}82～91％程度、公債費負担比率^{※15}13％～16％程度で推移しております。

また、2市2町が合併した平成16年度について、全国平均や県平均と比べると、起債制限比率^{※17}等にみられる公債費負担の健全度では一部劣ってはいるものの、財政力指数^{※18}では平均を上回り、比較的豊かな財政力を示しており、経常収支比率にみられる財政構造の弾力性もほぼ平均以上であるなど、比較的健全性を保たれている状況といえます。

しかしながら、「三位一体の改革」により国庫支出金や地方交付税が大幅に削減される一方、少子化高齢化対策など緊急に取り組まなければならない行政課題に係る経費は今後増大すると予想されるなど、需要は増加傾向にあり財政状況の悪化が予想されます。

今後は、選択と集中による重点施策の実施と、適切な役割分担に基づく住民との調整による社会運営を目指していく必要があります。

表 2-16 財政状況

年度	地域名	基準財政需要額 ^{※19} (千円)	基準財政収入額 ^{※20} (千円)	財政力指数	公債費負担比率 (%)	起債制限比率 (%)	経常収支比率 (%)
平成12年	西条市	10,031,806	7,255,245	0.78	15.2	13.4	76.4
	東予市	6,346,928	3,494,539	0.53	16.0	10.2	81.7
	小松町	2,290,752	912,703	0.40	12.7	10.0	81.9
	丹原町	3,574,155	1,085,747	0.30	14.0	5.8	74.3
平成13年	西条市	9,805,120	7,430,617	0.76	15.0	13.3	76.8
	東予市	6,259,229	3,810,541	0.56	13.8	9.6	79.7
	小松町	2,210,122	910,357	0.40	14.5	10.4	82.9
	丹原町	3,451,411	1,143,466	0.31	14.0	6.3	77.3
平成14年	西条市	9,415,291	7,743,586	0.77	15.5	12.9	81.5
	東予市	6,072,055	3,933,233	0.60	15.1	9.3	90.8
	小松町	2,106,570	874,801	0.41	15.3	10.8	84.5
	丹原町	3,225,578	1,102,179	0.32	14.7	7.0	83.6
平成15年	西条市	8,902,655	7,379,529	0.80	14.5	12.2	81.9
	東予市	5,730,090	3,373,825	0.62	15.6	9.1	87.8
	小松町	1,959,416	853,010	0.42	16.1	10.7	84.1
	丹原町	2,948,275	1,022,108	0.34	14.0	7.5	83.6
平成16年	西条市	19,294,342	12,760,726	0.66	14.7	11.6	86.5
合併後県平均		—	—	0.39	—	10.1	—
全国平均		—	—	0.47	—	11.2	—

資料：地方財政状況調査

※15 経常収支比率：地方公共団体において、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源が、人件費や公債費などにどの程度充てられているか見るための指標。この比率が高ければ高いほど、公共事業の投資余力がなくなっていることを意味します。一般的に町村で70%~75%、都市部で75%~80%が妥当とされています。

※16 公債費負担比率：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還と利子の合計額を公債費といい、この公債費に充てられた一般財源の総額に占めた割合をいいます。この率が高いほど使えるお金が少なくなります。一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

※17 起債制限比率：地方債の元利償還費に充当された一般財源を標準財政規模で除したものの3年間の平均値。公債費の負担が財政をどの程度圧迫しているかを示すもので、この数値が20%を超えると、一般単独事業や厚生福祉施設整備事業などの起債が許可されなくなります。

※18 財政力指数：基準財政収入額を、基準財政需要額で除したものの。地方自治体で財政力を示すもので数値が高いほど財政力が高く、この数値が1を下回ると、概ねその差分が地方交付税交付金の対象となります。

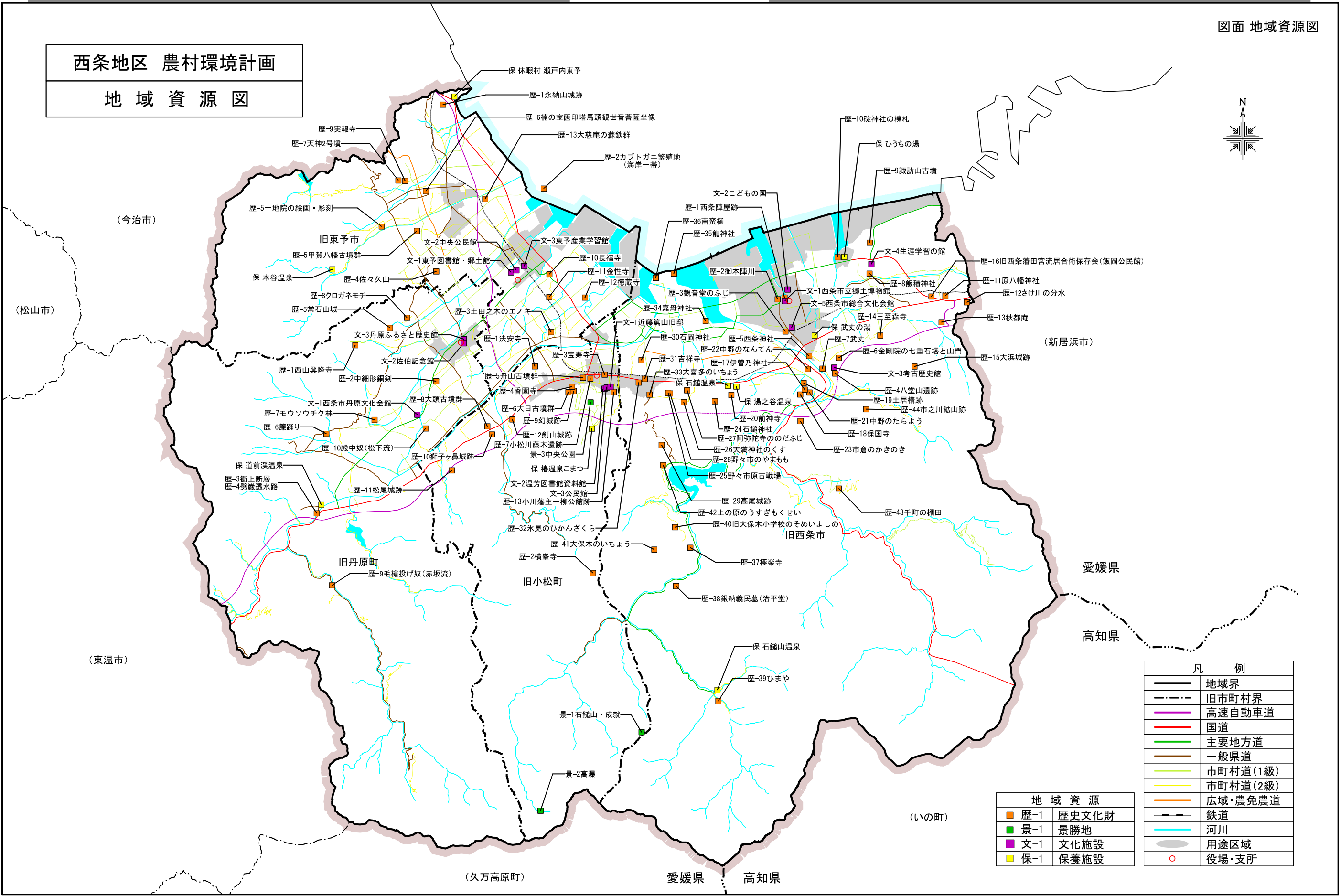
※19 基準財政需要額：普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源（使途が特定されず自由に使える収入）で賄うべき額を、一定の合理的方法で、各行政項目ごとに算定した額であり、各地方公共団体において現実に必要とする経費の額を算定するものではなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するものです。

※20 基準財政収入額：普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等を、一定の方法によって算定した額。

図面 地域資源図

西条地区 農村環境計画

地域資源図



2-3 生産（農業）環境調査

(1) 農家

本地区の農業は旧西条市と周桑の二つの広域営農圏に大別され、2005（平成17）年で総農家数は5,343戸、総世帯数に占める割合は12.4%で、県平均（9.6%）より高くなっています。農家の割合は、旧西条市で低く、周桑で高くなっています。

専業農家は1,143戸、総農家の21.4%で県平均（22.9%）と同程度ですが、兼業農家の割合が高く、第1種兼業11.1%（県平均9.4%）、第2種兼業40.1%（県平均33.7%）で、自給的農家の割合は低くなっています。

ここ5年間の新規就農者は年平均10.4人（平成14～18年52人）で、52%が40歳未満の青年就農者、48%は40歳以上の中高年となっており、基幹的農業従事者の平均年齢は66.3歳（県平均65.8歳）で高齢化が進んでいます。

また、販売農家の経営耕地面積は1ヘクタール未満が54.8%、1ヘクタール以上31.2%で、2ヘクタール以上は15%（県平均10.7%）あり、県内では経営規模の大きな農家が多い地域となっています。作物別では、販売目的で稲を作付している農家（経営体）は3,071経営体で約8割、野菜は1,111経営体で約3割、果樹類485経営体、麦416経営体でともに約1割、家畜飼養は延べ63経営体となっており、平地部で米麦や野菜等との複合経営農家が多く、中間部、特に周桑では落葉果樹を中心とした果樹農家が多いという特徴があります。

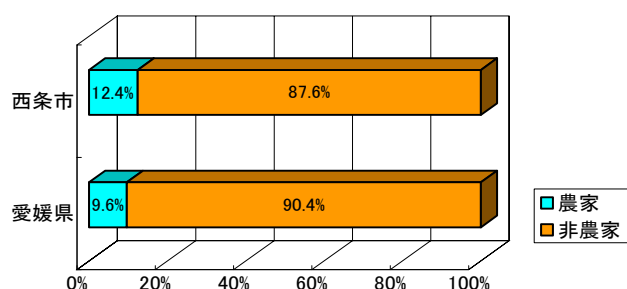
さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく市の経営指標は、年間農業所得として主たる農業従事者1人当たり概ね430万円、年間労働時間概ね2,000時間の水準を実現できる経営が、本市の相当部分を担う農業構造を確立していくことにしていますが、これらの指標をもとに経営改善計画を策定した認定農業者は2006（平成18）年2月末時点で451経営体、2009（平成21）年目標は319経営体としていますが、今後とも、農業者の経営改善を積極的に進め、認定農業者等、地域農業の担い手を確保育成していくことが重要な課題となっています。

表 2-17 専兼業別農家戸数の推移

単位：戸、%

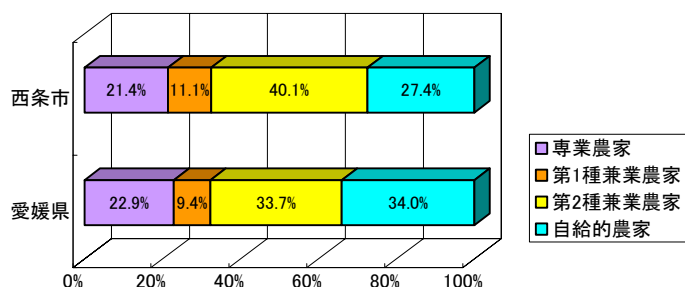
項目 年次	市町村名	総世帯数	総農家数			専業農家							
			総農家数		総農家数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	自給的農家				
平成7年 (1995)	西条市	19,911	1,982	10.0	1,982	420	21.2	182	9.2	967	48.8	413	20.8
	東予市	11,207	2,064	18.4	2,064	398	19.3	246	11.9	1,023	49.6	397	19.2
	小松町	3,299	665	20.2	665	143	21.5	76	11.4	334	50.2	112	16.8
	丹原町	4,512	1,619	35.9	1,619	393	24.3	241	14.9	709	43.8	276	17.0
	計	38,929	6,330	16.3	6,330	1,354	21.4	745	11.8	3,033	47.9	1,198	18.9
	愛媛県	541,701	68,596	12.7	68,596	17,538	25.6	9,811	14.3	23,723	34.6	17,524	25.5
平成12年 (2000)	西条市	21,374	1,883	8.8	1,883	304	16.1	134	7.1	980	52.0	465	24.7
	東予市	11,877	1,858	15.6	1,858	315	17.0	216	11.6	955	51.4	372	20.0
	小松町	3,331	619	18.6	619	119	19.2	37	6.0	348	56.2	115	18.6
	丹原町	4,716	1,510	32.0	1,510	343	22.7	168	11.1	709	47.0	290	19.2
	計	41,298	5,870	14.2	5,870	1,081	18.4	555	9.5	2,992	51.0	1,242	21.2
	愛媛県	566,146	62,076	11.0	62,076	12,702	20.5	6,717	10.8	25,284	40.7	17,373	28.0
平成17年 (2005)	旧西条市	43,087	5,343	12.4	1,736	321	18.5	158	9.1	709	40.8	548	31.6
	旧東予市				1,694	358	21.1	224	13.2	681	40.2	431	25.4
	旧小松町				544	117	21.5	40	7.4	258	47.4	129	23.7
	旧丹原町				1,369	347	25.3	173	12.6	495	36.2	354	25.9
	計				5,343	1,143	21.4	595	11.1	2,143	40.1	1,462	27.4
	愛媛県	582,645	55,960	9.6	55,960	12,811	22.9	5,259	9.4	18,880	33.7	19,010	34.0

資料：農林業センサス、愛媛農林水産統計年報、国勢調査
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
 販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家



資料：農林業センサス、愛媛農林水産統計年報、国勢調査

図 2-32 総世帯に占める農家割合（平成 17 年）



資料：農林業センサス、愛媛農林水産統計年報、国勢調査

図 2-33 専兼業別農家割合（平成 17 年）

農業構造も全体的な農業人口の減少がみられ、土地利用型農業を中心に深刻な担い手不足に陥っています。また、兼業農家では、高齢化の進行と機械更新時・世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっています。農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう効率的かつ安定的な農業経営の育成が必要となっています。

農家の割合は愛媛県よりも高いものの、農村の高齢化・担い手不足・農業収入の低下と2004（平成16）年度の線引き廃止・合併に伴い新設された土地利用の区分制度等の要因により、農地転用が急増しています。農地転用の増加は混住化の直接要因となり、農家・非農家間の相互理解不足が集落機能の低下にも影響を及ぼしています。

農家は農村の多面的機能の啓発とともに非農家との交流を図り、農産物の安全性と機能性等に関する情報提供を行う必要があります。

表 2-18 過去 5 年（H14～H18）の新規就農者数（自給・販売農家別）

市	新規 就農 者 合計	青 年（40歳未満）										中 高 年（40歳以上）											
		計	就農区分別			主 幹 作 目 別							計	就農区分別			主 幹 作 目 別						
			学卒	Uターン	新参	米麦	野菜	畜産	果樹	花き	その他	Uターン		定年	新参	米麦	野菜	畜産	果樹	花き	その他		
西条市	52	27	10	14	3	6	9	5	1	6		25	4	21			11	11			3		

資料：農政普及課調べ

2002（平成14）年～2006（平成18）年の5年間での本地区の新規就農者は52名でした。そのうち定年による40歳以上の中高年層が21名、Uターンが4名と全体の約5割を占めています。新規就農者による農村の若年化は困難な状態であるといえます。

今後は、高齢者にあった高付加価値をとともう農作物の栽培の促進、認定農業者による新規就農者のサポート体制の強化が必要となっています。

表 2-19 経営耕地面積規模別農家戸数の推移

項目 年次	市町村名	販売農家 数合計 (戸)	0.5ha 以下		0.5～ 1.0ha		1.0～ 1.5ha		1.5～ 2.0ha		2.0ha 以上		
				構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
平成7年 (1995)		西条市	1,569	326	20.8	556	35.4	307	19.6	159	10.1	221	14.1
		東予市	1,667	316	19.0	552	33.1	398	23.9	189	11.3	212	12.7
		小松町	553	126	22.8	186	33.6	143	25.9	49	8.9	49	8.9
		丹原町	1,343	273	20.3	506	37.7	297	22.1	152	11.3	115	8.6
		計	5,132	1,041	20.3	1,800	35.1	1,145	22.3	549	10.7	597	11.6
	愛媛県	51,072	13,990	27.4	19,913	39	8,579	16.8	4,030	7.9	4,560	8.9	
平成12 年 (2000)		西条市	1,418	284	20.0	494	34.8	256	18.1	150	10.6	234	16.5
		東予市	1,486	250	16.8	512	34.5	342	23.0	168	11.3	214	14.4
		小松町	504	106	21.0	170	33.7	130	25.8	47	9.3	51	10.1
		丹原町	1,220	248	20.3	449	36.8	242	19.8	140	11.5	141	11.6
		計	4,628	888	19.2	1,625	35.1	970	21.0	505	10.9	640	13.8
	愛媛県	44,703	12,245	27.4	17,397	38.9	7,217	16.1	3,565	8.0	4,279	9.6	
平成17 年 (2005)	西条市	旧西条市	1,188	220	18.5	417	35.1	218	18.4	126	10.6	207	17.4
		旧東予市	1,263	226	17.9	437	34.6	272	21.5	122	9.7	206	16.3
		旧小松町	415	90	21.7	158	38.1	83	20.0	34	8.2	50	12.0
		旧丹原町	1,015	190	18.7	390	38.4	214	21.1	102	10.0	119	11.7
		計	3,881	726	18.7	1,402	36.1	787	20.3	384	9.9	582	15.0
	愛媛県	36,950	9,762	26.4	14,390	38.9	5,915	16.0	2,943	8.0	3,940	10.7	

資料：農林業センサス

販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

平成17年欄は農業経営体家族経営3,896経営体の調査結果を販売農家数3,881戸に按分

1.0ha～2.0ha、2.0ha以上の経営耕地面積を所有する農家が45.2%と愛媛県の値と比べて大きく上回っており、比較的集積された農地が広がっている地域であることがわかります。

しかし、上表をみると1995（平成7）年～2005（平成17）年の過去10年間の傾向としては、耕地別にみてもほとんどの農地が減少しています。一方で農業経営基盤整備による営農の効率化により、集積された（2.0ha以上）農地が構成比では増加をみせています。

本地区の農業構造に関しても、他地域と同様に高齢化が進行しており、愛媛県の水準とほぼ同様の値を示しており、農村の高齢化は深刻な状況です。特に市内山間地域やその周辺地域では、農業就業人口の高齢化及び減少にともなって、農業継承者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化した農地が近年増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるだけでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがあります。

遊休農地の有効利用とともに、担い手中心の産地づくり、安心で効率的な経営基盤整備、地域との連携・協力を基幹とした対策が必要となっています。

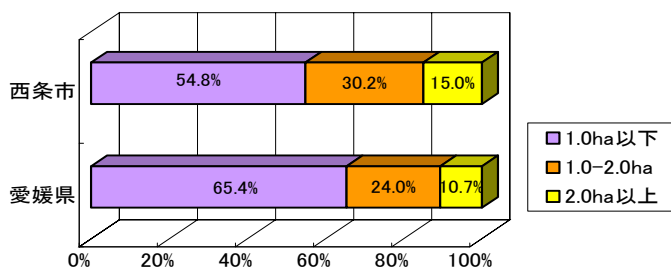


図 2-34 経営耕地面積規模別農家構成（平成17年）

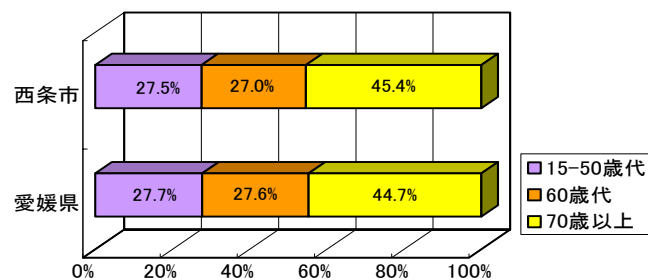


図 2-35 年齢別農業就業人口（平成17年）

(2) 農産物

農産物生産を品目別に見ると、①米麦は道前平野を中心に県下有数の穀倉地帯を形成し、特に裸麦は、2006（平成18）年度、作付面積813ヘクタール、収穫量2,550トンで面積・量ともに全国一を誇っています。②野菜はイチゴを主力に、キュウリ、アスパラガス等の栽培が行われ、地域特産である絹皮ナスや春の七草の産地も形成されています。③果樹は柿、キウイフルーツ、梅などの栽培が盛んで、特に愛宕柿の生産量は全国一です。近年キウイフルーツのゼスプリゴールド導入にも力が注がれ、果樹では収益性の高い品目として注目されています。④花卉はバラ、デルフィニウムの栽培が盛んで、特にバラは11ヘクタールの産地を形成し、共選共販体制でも全国一を誇っています。⑤畜産は養豚、養鶏が盛んで県内の主要産地となっており、肉用牛や酪農の産地形成も図られています。

また、地域別に見ると、旧西条市では、水稻や麦による米麦大型経営や施設イチゴをはじめ、赤シソ、七草、絹皮ナスなどの特産野菜の栽培が盛んで、米麦、野菜を中心に適地適作の原則に基づき高品質農産物の生産を進めています。今後はさらに個性豊かな銘柄産地の育成を図るとともに、担い手への土地集積や生産コストの低減、新規栽培者や認定農業者の育成、生産基盤の整備や新技術の導入による省力化・ブランド化を進めることが産地振興の課題となっています。

周桑も県下の穀倉地帯として米麦、大豆を中心とした水田農業が盛んで、養豚・養鶏等の畜産、特産の愛宕柿やキウイフルーツを基幹とした果樹、キュウリやアスパラガス、バラ、デルフィニウム等も県下有数の産地が形成されています。今後はさらに、生産基盤の整備や集落営農組織の育成、低コスト、高品質、高付加価値化を進めるための優良品種の導入や新規栽培方法等の普及に努めるとともに、高齢化に対応した作物への転換や集落営農組織の育成など労働補完体制の充実を図ることが産地振興の課題となっています。

表 2-20 作物・果樹の経営体数割合及び家畜の経営体数（販売目的）

	作物										
	栽培実 経営体数	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作 物	野菜類	花き類	種苗・ 苗木類	その他の 作物
西条市	3268	94.0%	12.7%	1.6%	10.4%	10.8%	1.0%	34.0%	4.6%	1.4%	2.7%
旧西条市	1027	94.9%	11.3%	1.4%	14.1%	8.6%	0.5%	31.2%	4.4%	1.5%	1.9%
旧東予市	1108	96.7%	14.7%	1.4%	10.2%	11.8%	1.5%	35.5%	4.2%	1.6%	3.1%
旧小松町	310	95.8%	15.5%	2.6%	7.1%	12.3%	0.3%	32.3%	2.6%	1.0%	1.3%
旧丹原町	823	88.5%	10.8%	1.7%	7.3%	11.7%	1.2%	36.2%	6.1%	1.2%	3.6%

	家畜					
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	種鶏	ブロイラー
西条市	15	25	23	18	2	1
旧西条市	1	2		2		
旧東予市	11	8	8	8	1	
旧小松町		1		1		
旧丹原町	3	14	15	7	1	1

	果樹		
	栽培実 経営体数	露地	施設
西条市	1016	99.1%	4.9%
旧西条市	190	100.0%	2.1%
旧東予市	168	97.6%	3.6%
旧小松町	173	100.0%	0.0%
旧丹原町	485	99.0%	8.2%

資料：2005農林業センサス

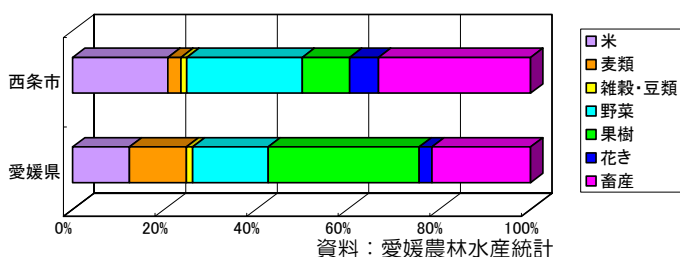


図 2-36 農業産出額の割合

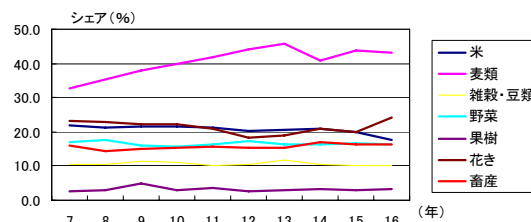


図 2-37 西条市農業産出額の県全体に占める割合

(3) 農家所得

農家1戸当たりの生産農業所得は90万円で、旧東予市及び丹原町は、大規模な畜産農家が多いこと等から100万円を超えていますが、他産業並みの農業所得を有する安定した農業経営体を育成するためには、産地振興とあわせて、認定農業者を中心に一層の経営改善対策を推進することが必要です。

表 2-21 1戸当たり生産農業所得額の推移

単位：千円

地域名		年 度									
		H7年 (1995)	H8年 (1996)	H9年 (1997)	H10年 (1998)	H11年 (1999)	H12年 (2000)	H13年 (2001)	H14年 (2002)	H15年 (2003)	H16年 (2004)
西条市	西条	1,305	1,177	1,079	1,018	845	921	799	930	855	895
	東予	1,525	1,333	1,254	1,078	969	1,185	1,025	1,177	1,057	
	小松	1,376	1,245	1,236	1,171	883	977	795	910	795	
	丹原	1,867	1,626	1,544	1,450	1,238	1,362	1,203	1,402	1,117	
愛媛県		1,370	1,262	979	1,122	802	967	813	967	848	920

資料：生産農業所得統計

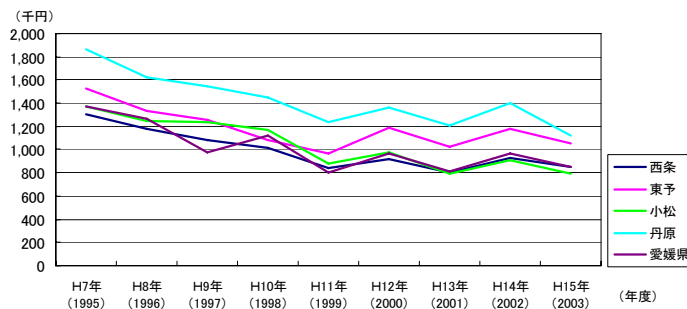
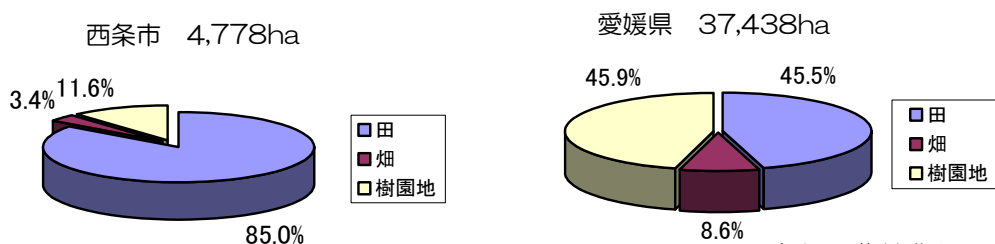


図 2-38 1戸当たり生産農業所得額の推移

(4) 農地

西条市は、平成16年11月の2市2町合併により経営耕地面積が4,778haとなり、県全体の12.8%を有しており、その地目構成は85%が田、12%が樹園地となっています。

近年10年間(1995～2005年)で約20%の農地が減少していますが、担い手の確保育成を進めている水田(田)の減少率16%に比べ、畑は36%、樹園地は31%と畑や果樹園の減少が著しくなっていることから、農業従事者の高齢化、後継者不足が進展する中、農業・農村の役割や使命が十分に発揮され、産地振興を図っていくためにも、農地の流動化や担い手の確保・育成対策を進めることが重要な課題と考えられます。



資料：農林業センサス

図 2-39 経営耕地の地目構成(平成17年)

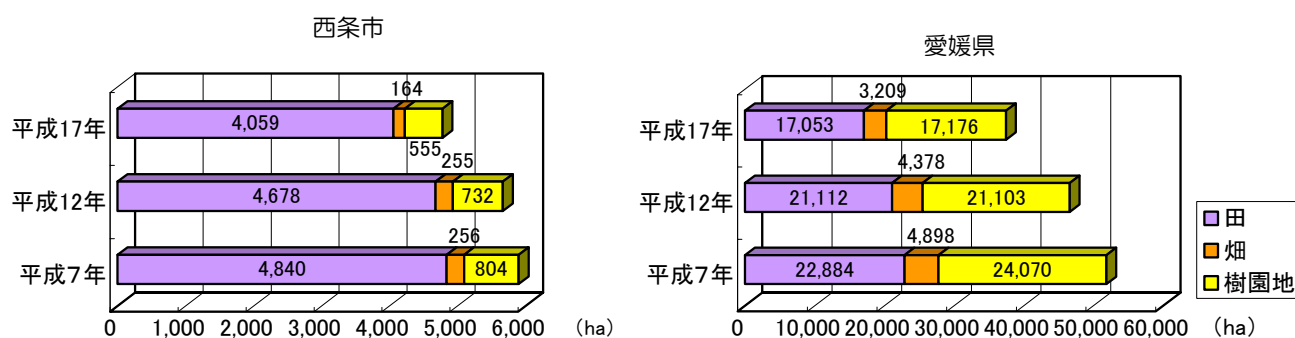


図 2-40 経営耕地の地目構成推移

耕作放棄地については増加傾向にあり、特に旧小松町の増加傾向は 10 年間で 3.9 ポイントの増加をみせています。

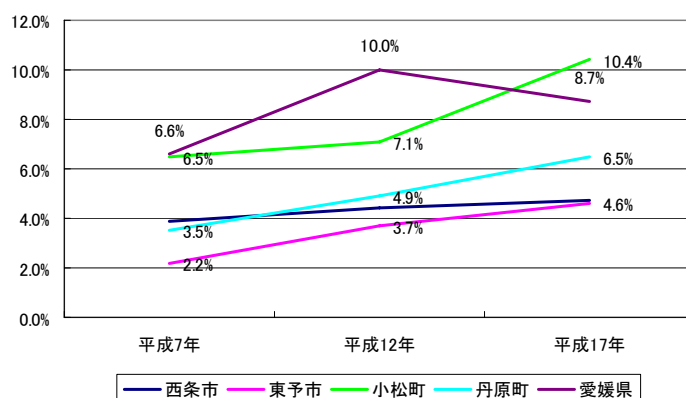


図 2-41 耕作放棄率の動向

2004（平成 16）年の「線引き廃止」により、農地転用の申請件数が急増しています。特に住宅用地への転用は 2001（平成 13）年と比べるとほぼ倍増しており、その傾向は 2005（平成 17）年に至っても 160 件と減少はしているものの高い値を示しています。

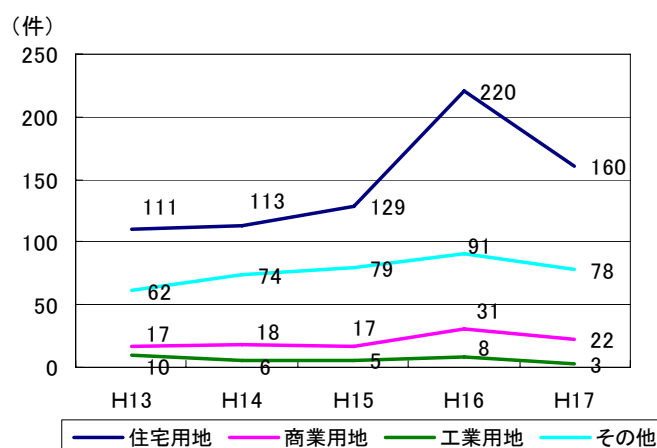


図 2-42 農地転用申請件数の推移

（５）農業生産基盤及び農業用施設

本地区の水田ほ場整備率（区画整形 10a 以上）は、29.7%と愛媛県の 49.3%を下回っています。これは、混住化の拡大や、農地を資産価値として捉えていることに加え、多様化する社会情勢による合意形成の困難化が考えられます。畑地かんがい施設の整備率も、47.0%と愛媛県の 50.5%を下回っています。経営耕地が大きい本地区にあって、整備率の向上は、今後の担い手や集落営農組織等の集落的な営農に対応する基盤形成を図る上で重要な課題といえます。

ため池は、198 箇所あり、その内、15 箇所（7.6%）は、改修済及び改修中で、県の調査によると、35 箇所（17.7%）が改修を必要としています。ため池は、農業用水の水源としての利用のほか、防災や洪水の防水、生態系の保全など多様な機能を有しており、順次、適正な改修が望まれます。

表 2-22 水田ほ場整備（区画 10a 以上）

地域名	農用地面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率(%)
西条市	4,929	1,466	29.7
愛媛県	23,571	11,623	49.3

資料：県調べ（H18年6月）

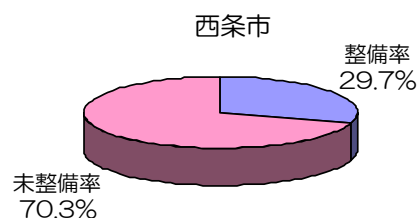


図 2-43 水田ほ場整備率

表 2-23 畑地かんがい施設の整備

地域名	畑地かんがい施設 有り		
	畑面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率(%)
西条市	938	441	47.0
愛媛県	31,032	15,677	50.5

資料：県調べ（H18年6月）

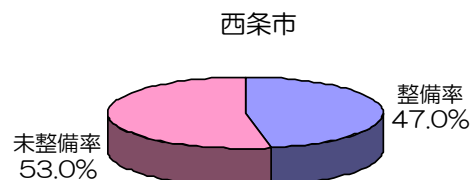


図 2-44 畑地かんがい施設場整備率

表 2-24 ため池の整備

地域名	ため池数 (箇所)	(箇所)		
		改修済・中	改修 不要	改修 要
西条市	198	(7.6%) 15	(74.7%) 148	(17.7%) 35
愛媛県	3,340	(10.1%) 337	(75.8%) 2,533	(14.1%) 470

資料：県調べ（H18年6月）

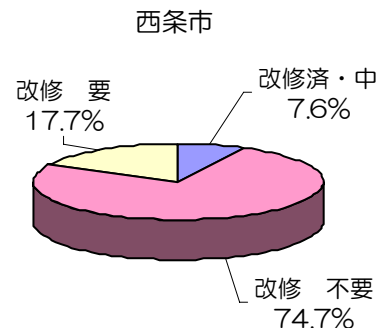


図 2-45 ため池整備率

（６）共同利用施設等の現況と取り組み

共同利用施設については、農業産出額の大きい品目である米麦、キュウリ、バラ、柿等を中心に施設整備が進められてきました。中でもカントリーエレベーターやバラのリース団地については担い手の確保育成の観点も加味して整備され成果があがっています。さらに、近年、地産地消や安全安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりから、大型直売所の整備も進められ、消費者との交流拠点として地域農業の振興対策にも成果をあげており、今後とも、担い手のニーズに応じた施設整備の推進が期待されます。

表 2-25 主な共同利用施設

団 体 名	施 設 名	所在地
西条市農業協同組合	カントリーエレベーター	中西新開
	野菜集出荷場	洲之内
	いちご集出荷場	朔日市
	予冷库	洲之内
	神戸低温貯蔵庫	洲之内
	氷見低温貯蔵庫	氷見
	農産物直売所（水都市本店）	神拝
	農産物直売所（武丈店）	大町
周桑農業協同組合	農産物加工研修施設	神拝
	グリーンセンター（育苗センター）	西泉東新開
	カントリーエレベーター	丹原町池田
	低温倉庫	周布
	野菜集出荷場	丹原町願連寺
	柿選果場	丹原町願連寺
	野菜予冷库	丹原町願連寺
	キウイフルーツ低温貯蔵庫	丹原町願連寺
東予園芸農業協同組合	柿選別貯蔵庫	丹原町願連寺
	水稲共同育苗センター	丹原町池田
	農産物直売所（周ちゃん広場）	丹原町池田
	農産物加工施設（うめ、野菜）	三津浜
	選花場	丹原町田野上方
東予養鶏農業協同組合	バラリースハウス	丹原町高松
	柿処理加工施設（あんぽ柿加工施設）	丹原町田野上方
	農産物直売所	丹原町田野上方
田滝柿生産組合	GPセンター	河原津
	柿選果場	丹原町田滝



カントリーエレベーター（中西新開）



カントリーエレベーター（丹原町池田）

（７）その他の取り組み

①農産物直売所及び観光農園など

地域農産物のブランド化、農外所得の見直し、販路の拡大・開拓からはじめられた「直売所」ですが、近年の消費者の安全安心志向の高まりから、減農薬や減化学肥料栽培等の取り組みが拡大しています。つまり、農業は環境保全などの多面的機能に加えて、地域食文化の活性化、地域住民の健康にまで機能していることとなります。

現在、「食」「農」の交流においてもっとも重要視されているのは農産物直売所です。農産物直売については、農協等の農産物直売所（ときめき水都市、周ちゃん広場等）の整備が進み、他にも、市内１７箇所で直販活動が行われ、野菜や花き、果樹の大きな市場に成長しています。今後とも、「地産地消の推進」「生産者の顔が見える販売の拡大」「農産加工等の起業活動の活性化」等を進める上でも核となる取り組みとして、一層の発展を支援していくことが必要と考えられます。



周ちゃん広場

また、樹園地を中心に都市住民を対象に観光農園を、地域一体となって取り組んでいます。都市住民と農業者・農村とのふれあいを大切に、観光農園を契機に、様々な作物による複合経営化など、地域の原動力ともなっています。



観光農園

②ふるさと交流イベント

「食」「農」の交流に並行してふるさと交流イベントが推進されています。本地区では、さいじょう産業文化フェスティバルのほか、山・川・海などを舞台に、様々なイベントが催されています。

表 2-26 ふるさと交流イベント

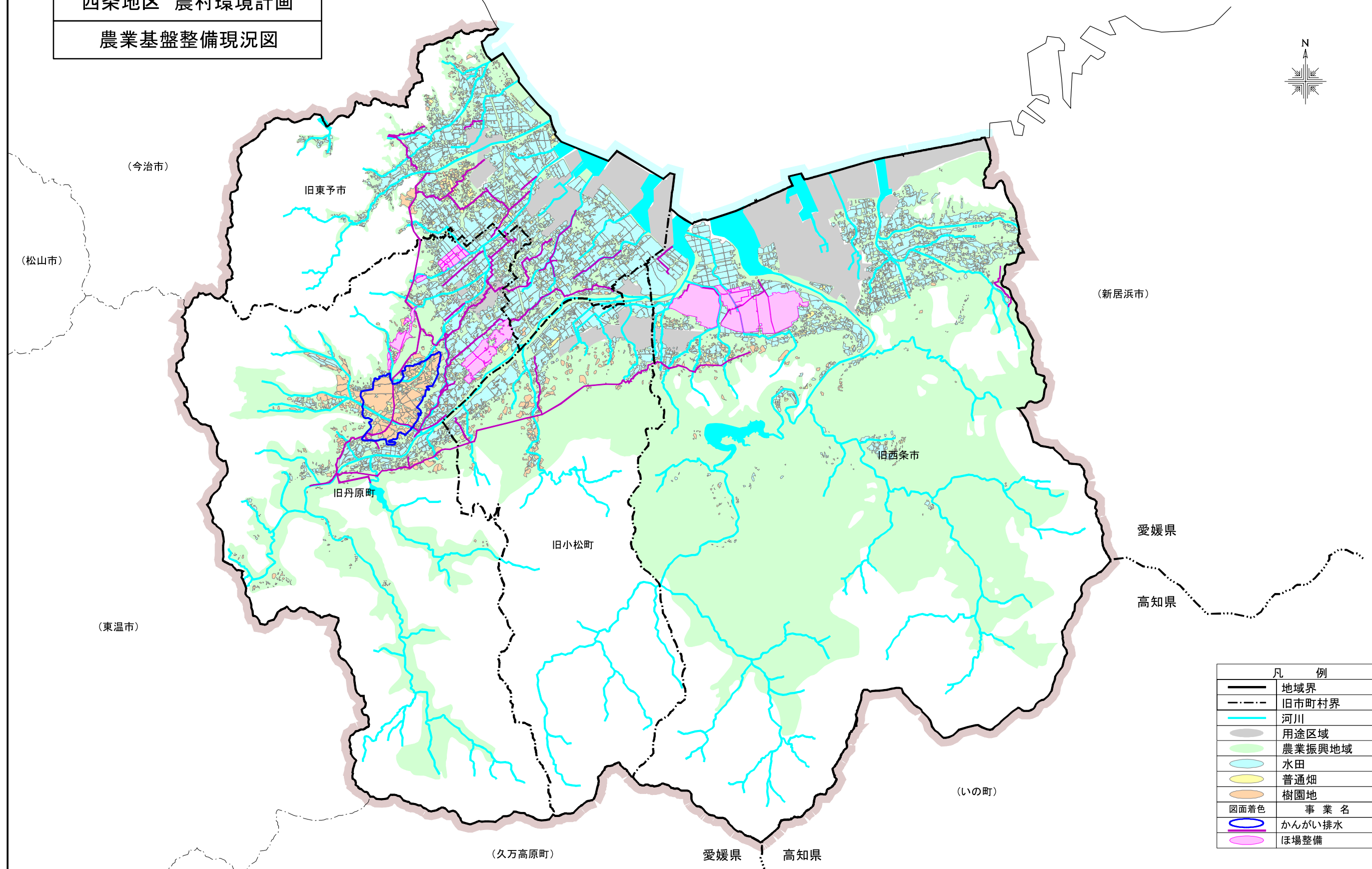
季節	イベント名	場所	時期	概要
春	さいじょう産業文化フェスティバル	西条市商店街ほか	4月29日	商工フェア、農林水産品・名水産品の展示販売や、おいしい西条・水と食フェアなどの催し物が開催されます
	山菜まつり	石鎚ふれあいの里	4月下旬	山菜取りを楽しみながらのオリエンテーリングや、山菜の天ぷらコーナー、山菜調理法の展示コーナーなどが行われます
	立て干し網	河原津海岸	6月	遠浅の海岸で網を張り、魚や貝を放流しており、家族連れで魚の手掴みや潮干狩りが楽しめます
夏	鮎釣り	加茂川	6月	西条市を流れる清流加茂川で自然豊かな風景の中で鮎釣りを楽しめます
秋	いも炊き	加茂川河川敷	8月中旬～10月上旬	加茂川や中山川で瀬音を聞きながら風情のある光景の中、地元産品の鍋が味わえます
	いも炊き	中山川河川敷	8月下旬～10月上旬	
	東予地区米まつり 魚まつり	西条市東予 体育館駐車場	11月上旬の 日曜日	地元産の米や鮮魚の即売、加工品・手作り食品の販売や餅つきの実演などが行われています
	西条市産業祭	西条農業高校	11月第二 土・日曜日	生徒による学習展・バザー・展示即売等と地元農林水産物や加工品の販売、商工店など
	西山興隆寺 もみじまつり	西条市丹原町 古田西山興隆寺	11月第三 日曜日	もみじは約200本あり11月中旬から下旬が見頃です
冬	丹原町産業まつり	西条市丹原総合 支所駐車場	12月第一 日曜日	餅まき、採れたて農産物の即売や、体験コーナー、商品市、バザーなどさまざまな催し物が開催されます
	梅まつり	西条市市民の森	2月下旬	市内を一望できる市民の森で観梅しながらの餅つき、抹茶のサービスを行うほか、川柳・俳句・短歌大会も開催されます

資料：周桑広域営農団地推進協議会生活部会

図面 農業基盤整備現況図

西条地区 農村環境計画

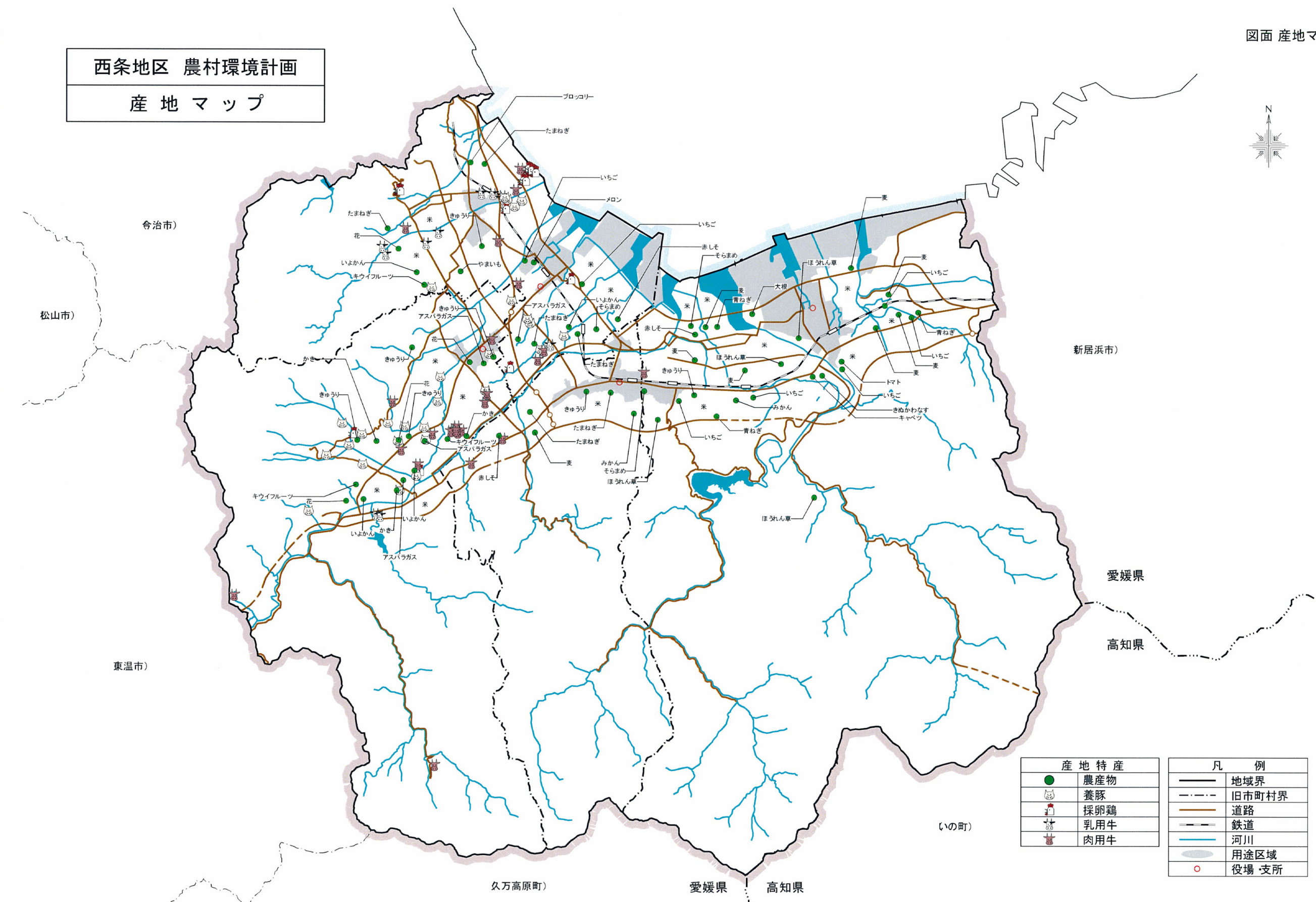
農業基盤整備現況図



西条地区 農村環境計画

産地マップ

図面 産地マップ



産地特産		凡 例	
●	農産物	—	地域界
○	養豚	- - -	旧市町村界
●	採卵鶏	—	道路
●	乳用牛	—	鉄道
●	肉用牛	—	河川
		■	用途区域
		○	役場・支所

農村交流マップ

